

平成24年6月宮崎県定例県議会
文教警察企業常任委員会会議録

平成24年6月20日～21日

場 所 第3委員会室

平成24年6月20日（水曜日）

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 警察関係使用料及び手数料徴収
条例の一部を改正する条例

○議案第5号 宮崎県育英資金貸与条例の一部
を改正する条例

○報告第1号 専決処分の承認を求めること
について（平成23年度宮崎県一般
会計補正予算（第7号））

○報告事項

・平成23年度宮崎県繰越明許費繰越計算書（別
紙3）

・平成23年度宮崎県公営企業会計（電気事業）
予算繰越計算書（別紙5）

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経
営に関する調査

○その他報告事項

- ・振り込め詐欺等の現状と対策について
- ・交通事故の現状と対策について
- ・太陽光発電設備の発電状況について
- ・発電所施設見学ツアー（綾第二発電所）につ
いて
- ・公立学校施設の耐震化の状況について
- ・県立高校生の就職状況について
- ・新たな特別支援教育プランの基本的な考え方
について
- ・教職員にかかるコンプライアンス推進の取組に
ついて

○その他

・「教職員不祥事の再発防止を求める申入れ」の回
答について

出席委員（7人）

委 員 長	西 村 賢
副 委 員 長	清 山 知 憲
委 員	蓬 原 正 三
委 員	横 田 照 夫
委 員	外 山 衛
委 員	太 田 清 海
委 員	新 見 昌 安

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

警察本部

警 察 本 部 長	加 藤 達 也
警 務 部 長	久 米 一 郎
警務部参事官兼 首席監察官	宮 下 貴 次
生活安全部長	深 田 周 作
刑 事 部 長	横 山 登
交 通 部 長	上久保 岩 男
警 備 部 長	日 高 昭 二
会 計 課 長	草 留 勉
警務部参事官兼 警 務 課 長	中 原 淳 一
生活安全部参事官兼 生活安全企画課長	山 内 敏
生活安全部参事官兼 地 域 課 長	鍋 島 清 三
総 務 課 長	金 井 嘉 郁
少 年 課 長	時 任 和 博
交 通 規 制 課 長	上米良 秀 雄
運 転 免 許 課 長	坂 元 正 宏

教育委員会

教 育 長	飛 田 洋
教 育 次 長 （ 総 括 ）	高 原 みゆき
教 育 次 長	長 濱 美津哉

(教育政策担当)

教育次長 (教育振興担当)	山本真司
総務課長	梅原裕二
財務福利課長	入倉俊一
学校政策課長	西立野康弘
学校支援監	今村卓也
特別支援教育室長	武富志郎
教職員課長	川島達朗
生涯学習課長	津曲睦己
スポーツ振興課長	田村司
文化財課長	田方浩二
人権同和教育室長	花岡道義

企業局

企業局長	濱砂公一
副局長	佐藤健司
技監	相葉利晴
総務課長	緒方俊
経営企画監	新穂伸一
工務課長	本田博彦
開発企画監	喜田勝彦
電気課長	白ヶ澤宗一
施設管理課長	山下雄一
総合制御課長	田村秀秋

事務局職員出席者

政策調査課副主幹	牧浩一
議事課主任主事	田代篤生

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

今回、当委員会に付託されました議案等について、本部長の説明を求めます。

○加藤警察本部長 おはようございます。警察本部長の加藤でございます。本日の常任委員会、よろしくお願ひいたします。

委員長を初め委員の皆様方には、日ごろから本県警察の運営に関し御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げたいと思います。

本日御審議いただきます公安委員会関係の議案及び報告につきましては、次の4件であります。

まず、提出議案といたしまして、「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について」、それから「専決処分の承認を求めることについて」でございます。

また、その他の報告といたしましては、「振り込め詐欺等の現状と対策について」、それから「交通事故の現状と対策について」であります。

それぞれ関係部長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○西村委員長 本部長の説明が終了いたしました。初めに、議案等に関する説明を求めます。

○久米警務部長 それでは、平成24年6月定例県議会提出の議案第1号「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

○西村委員長 ただいまから、文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりで御異議ございませんか。

平成24年6月定例県議会提出議案の第1ページをお開きください。目次の次のページの横長でございます。

この表は、「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」のうち風俗営業遊技機の型式の試験を実施する公安委員会指定の指定試験機関を定めている別表であります。

この表の右側の指定試験機関等の欄に記載されています指定試験機関の名称が変更されたことに伴い、条例改正の必要が生じたということでもあります。

条例改正の内容についてですが、ただいまの別表で定めた風俗営業遊技機の型式の試験に関する指定試験機関につきまして、これまでの「財団法人保安電子通信技術協会」が一般財団法人に移行し、あわせてその名称を「一般財団法人保安通信協会」に変更したことにより、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第5項に規定する指定試験機関を指定する規則の一部が改正され、遊技機の型式の試験を実施する指定機関の名称が変更となったことから、本条例の一部を改正する必要が生じたわけでございます。

この条例の施行日は、条例の公布日とすることとしております。

続きまして、平成24年6月定例県議会提出の報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」につきまして御説明いたします。

これは、平成23年度宮崎県一般会計補正予算（第7号）の公安委員会関係歳出予算であります。

明細につきましては、お手元の平成24年6月定例県議会提出予算事項別明細書、横長のものがございます、これの73ページをお開きください。

73ページ、上段の左側から、(款)9警察費、(項)1警察管理費、(目)2警察本部費、補正額マイナス618万4,000円がその明細でありまして、この減額補正に係る専決処分について承認をお願いするものであります。

その内容は、平成23年度中の退職手当が確定したことにより生じた不用額を減額補正したものです。

職員の退職手当につきましては、定年退職者と自己都合による退職者の見込み額により、2月補正で予算額の増額を行ったところでありますが、最終的な支給額がその額を下回ったことから、減額補正するものであります。

以上で議案関係の説明を終わります。

○西村委員長 議案に関する執行部の説明が終わりました。質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、ないようですので、その他報告事項に関する説明を求めます。

○横山刑事部長 続きまして、「振り込め詐欺等の現状と対策」について御説明いたします。

振り込め詐欺等と言っておりますのは、振り込め詐欺と振り込め類似詐欺というものでありまして、このことについて、簡単に御説明いたします。

振り込め詐欺といいますのは、御案内のとおりでありますけれども、4つの類型がございまして、子供が交通事故を起こして至急示談金が必要だということで、被害者に驚愕・困惑させて現金をだまし取るオレオレ詐欺を初めとしまして、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、この4つを総称して振り込め詐欺と言っております。

また、振り込め類似詐欺でありますけれども、主な手口としましては、実質価値の低い外国通

貨等を高価な取引ができると信用させて現金をだまし取る金融商品等取引名下の詐欺があります。さらに、雑誌などでパチンコの打ち子を募集して、情報料などの名目で現金をだまし取るギャンブル必勝情報提供名下の詐欺というものなどがありまして、近年、この振り込め類似詐欺というのが増加傾向にあります。

それでは、県内の振り込め詐欺等の現状と対策について、お手元の資料により御説明させていただきます。

まず、資料1の振り込め詐欺等の現状の(1)県内の推移についてであります。

振り込め詐欺は、平成15年ごろから発生するようになりまして、これまで認知件数では平成18年の*268件、被害額では平成20年の約1億9,000万円が最も多い、そういう状況になっております。平成21年からは、認知件数、被害額ともに大幅に減少したわけでありまして、ことしに入りまして、認知件数及び被害総額ともに増加傾向にあります。

次に、(2)の県内の現状でございます。

本年5月末現在ですけれども、認知件数で8件、被害総額が約480万円、昨年同期と比較しますと、5件、約390万円の増加となっております。

類型別でありますけれども、架空請求詐欺と融資保証金詐欺が計7件の被害総額約380万円で、いずれも昨年同期比で、件数、被害額ともに増加し、本年4月には、約1年5カ月ぶりにオレオレ詐欺という手口の振り込め詐欺が発生し、認知いたしております。

還付金詐欺では、実害こそありませんでしたが、本年5月に、都城市内でATM機を操作しようとする高齢者の方を不審に思った別の金融機関の職員の方の機転で、直前の被害を防止できたという事例がありました。

このほか、振り込め類似詐欺につきましては、

※8ページ左段に訂正発言あり

5月末現在で計5件の被害総額約1,700万円を認知し、先ほどから申し上げておりますけれども、増加傾向にあります。振り込め詐欺とあわせて諸対策を推進しているところであります。

次に、(3)の検挙状況についてであります。

振り込め詐欺事件等の検挙につきましては、その実行犯だけでなく、犯行に使用するための預貯金通帳やキャッシュカードをだまし取る口座詐欺、携帯電話機をだまし取る携帯電話端末詐欺などについても、振り込め詐欺そのものを助長する犯罪として、積極的な捜査を推進しているところであります。

昨年の検挙でありますけれども、実行犯と助長犯を含めて、本県では計70件を検挙いたしまして、本年は、5月末現在、5件検挙という状況であります。

主な事件は、資料の(イ)に挙げておりますけれども、犯行ツール、これは例えば通帳とか携帯電話でありますけれども、そういうものを調達するグループというのがありまして、そういうグループによる組織的通帳詐欺事件がありまして、これについては、昨年からことしにかけて、県内の金融機関から預貯金通帳をだまし取ったということで、県外の暴力団組員ら被疑者10名を検挙したものであります。

また、次の通信教育講座終了費用名目の架空請求詐欺事件でありますけれども、これは愛知県警などほかの5つの警察と合同で捜査しまして、被害者に係る過去の通信教育講座受講者名簿が不正に使用された上での口座詐欺と詐欺そのものの実行犯、これらを9名検挙したものであります。

このほか、資料にはございませんけれども、

現在捜査中の主な事件として、本年6月上旬に、
県北の警察署に対する被害者の方からの早目の相談を端緒としまして、通信教育教材費の未払いを口実とした架空請求詐欺未遂事件が判明いたしまして、被害者や現金受け取り場所などの御協力を得て、県外の男3名を逮捕し、目下犯行グループと余罪の解明に向けて捜査を徹底しているところでもあります。

最後に、資料2の抑止対策について御説明いたします。

まず、(1)の広報啓発活動の推進であります。

振り込め詐欺等は、犯行の手口が日々巧妙化、悪質化し、また情報過疎となりがちな高齢者の被害が多いということなどから、巡回連絡や交通安全教室、地区会合等における防犯講話ですとか、交番・駐在所のミニ広報紙、市町村広報紙の活用、さらには県警ホームページや防犯メール、テレビスポット等マスコミ活用など、きめ細かな注意喚起を実施しているところでもあります。

次に、(2)の金融機関等関係機関団体との連携についてであります。

平成23年中の分析結果では、被害者の被害場所がATM機あるいは金融機関の窓口というのが全体の93%ということで、最も多くなっております。

そこで、警察では、毎月15日を「振り込め詐欺ゼロの日」に指定し、金融機関の職員の皆さんあるいはボランティアの皆様のご協力を得まして、最大限の警察官を動員し、県下一斉にATM機及びその周辺における被害防止の声かけによる水際対策を強化しているところでもあります。

このほか、警察本部や各警察署単位による金

融機関との「振り込め詐欺被害防止の担当者連絡会」の開催やそれぞれの担当者同士のホットラインの構築、未然防止訓練の開催などにより、情報の共有と連携強化を図っているところであり、昨年と本年では、金融機関職員の方の機転をきかした御協力によりまして、計13件の被害防止が図られております。

(3)は犯行ツール遮断対策の強化であります。

警察では、犯行に使用された預貯金口座や携帯電話などを速やかに使えなくするために、迅速・的確な情報収集と分析を行い、金融機関に対する口座凍結、携帯電話会社に対する携帯電話の契約者確認の求めによる使用不能の申請を要請することとしております。

また、犯行に使用された携帯電話に直接警察官が電話をかけまして、あるいは自動架電システムを利用して警告電話を行うなど、再被害防止の活動を行っているところでもあります。

その効果的事例を1～2御報告しますと、平成21年11月のことでありますけれども、被害届があった犯人の携帯電話に、警察官が被害者を装って、いろいろ口座とか携帯番号とかそういうものを聞き出したり、繰り返し連絡をとって、後日、数十万円の被害金品が被害者に返金されたということがありました。

さらに、今回、4月から5月にかけて連続的に相談があったオレオレ詐欺未遂事件では、自動架電システムを使いまして、犯行に使用された7つの携帯電話の回線に合計約700回の警告電話を発信し、犯行グループの携帯電話の不能化対策を講じたところでもあります。

このほか、全国警察と一体となった情報交換や共同・合同捜査による検挙活動を強力に推進しているところでもあります。

最後に、振り込め詐欺等の事件は、犯人グループが人の信用につけ込み、特に高齢者を狙って敢行するなど、県民生活を脅かす卑劣で悪質な犯罪であります。警察としましては、今後とも、振り込め詐欺はもちろんのこと、各種犯罪の未然防止対策と徹底検挙に努めてまいりたいと考えております。委員の皆様のご理解と御協力を引き続きお願いしたいと思います。以上であります。

○上久保交通部長 それでは、「交通事故の現状と対策」について説明いたします。

お手元に資料2を配付しておりますけれども、ごらんいただきたいと思います。

まず、1の交通事故の現状についてであります。

本年5月末現在、全国、九州、本県の発生件数、死者数、負傷者数ともに減少しているところでございます。しかし、宮崎県の交通事故の減少率を見ますと、発生件数がマイナス0.6%、負傷者がマイナス1.0%とわずかでありまして、このまま推移しますと、交通事故の発生件数が4年連続して1万件を超える勢いであり、大変厳しい情勢にあります。

次に、県内の交通事故の主な特徴点でございます。3点ございますけれども、その1点目は、やはり脇見などてげてげ運転に起因する事故が約7割を占めていること、2点目は、交差点や交差点付近の事故が約5割を占めていること、3点目は、追突・出会い頭の事故が約6割を占めていることとあります。

次に、2の県内の死亡事故の特徴についてであります。

(1)の昼夜別では、夜間の事故が減少して、昼間の事故が12件の約63%を占めております。

(2)の原因別では、脇見などてげてげ運転

に起因するものが8件で、42%を占めております。

なお、飲酒運転の事故につきましては、春の全国交通安全運動期間中に1件発生いたしましたけれども、前年同期と比べますと、3件減少しております。しかし、飲酒運転の違反件数は増加傾向にありまして、重大事故の発生も懸念されますので、飲酒運転の取り締まりや広報啓発活動を強化しているところでございます。

次に、(3)の年代別でございますけれども、高齢者の死者が14人で、全死者の70%を占めており、依然として高い割合が続いております。

高齢者死者14人の状態別でございますけれども、四輪車運転中が1人、四輪車同乗中が2人、二輪車運転中が2人、自転車運転中が1人、そして歩行者が6人、そのほかといたしまして、農耕用トラクター運転中が2人でありました。

(4)の道路形状別では、交差点及び交差点付近の発生が8件で、約42%を占めております。

最後の(5)の態様別でございますけれども、人対車の事故が8件で、42%を占めている状況でございます。

次に、3の事故抑止対策の推進状況についてであります。

まず、(1)の交通安全対策「てげてげ運転追放運動」の推進については、県内の交通事故は、脇見や考え事など緊張感を欠いたり気の緩みによるもの、強いて言えば、てげてげ運転によるものが約7割を占め、その状況が現在も続いております。警察といたしましては、今後も交通指導取り締まりや街頭監視活動など、制服を見せる活動を強化し、運転者の緊張感を高めてまいりたいと考えております。

次に、(2)の高齢者対策でございます。

アの「高齢者交通安全情報ネットワークみや

ぎき」の設立につきましては、資料2に添付しておりますチャートがありますので、ごらんいただきたいと思います。医師会を初めとした高齢者にかかわりの深い10の機関・団体に交通安全情報をメールで配信し、各構成員が業務を通じて高齢者に一口アドバイスを実施するという「高齢者交通安全情報ネットワークみやぎき」を設立し、6月1日から運用を開始しております。

また、イの「みやけいちゃんの交通安全サポートプラン」の実施は、昨年9月から開始したものでございます。警察官や交通安全指導員が高齢者宅を訪問しまして、簡単なアンケートでふだんの交通手段を確認後、歩行者用、自転車用、ドライバー用等のサポートカードを交付したり、靴や自転車等に反射シールを張らせていただいております。

次に、(3)の自転車対策については、本年4月に、県内の小学校8校、中学校16校、高等学校15校の合計39校を自転車交通安全モデル校に指定し、児童生徒を対象に、「自転車安全利用五則」等交通ルールの周知徹底を図っているところでございます。

また、自転車に対する指導取り締まりについては、昨年の7月から自転車利用者の交通事故防止と交通法規の遵守を図るため、自転車に対する指導取り締まりを強化しております。

特に、酒酔い運転、信号無視、無灯火、携帯電話使用、それから二人乗りなど、交通の危険や迷惑を生じさせた場合や警察官の警告を無視して違反を継続するなど悪質な場合については、検挙措置を講じております。

次に、(4)の通学路の安全対策についてです。

本年4月、京都府亀岡市を初め、千葉・愛知県下において、登校途中の小学生等が犠牲とな

る悲惨な交通事故が相次いで発生しましたことから、通学路における交通安全対策を強化しております。

特に交通規制面では、通行禁止や一方通行など、交通規制の実態調査を指示しており、必要があれば、歩行者用道路の路線及び時間帯の見直しなども行うこととしております。

また、警察庁の通達を受けて、学校関係者や道路管理者等と連携した通学路の緊急合同点検を実施するとともに、教職員や交通ボランティア等との保護活動等もさらに推進してまいりたいと考えております。

次に、(5)の高速道路対策についてです。

例年6月1日から、高速道路の関係者と連携しまして、夏場の事故抑止対策「ハイウェイ・セーフティ・サマー作戦」を実施し、高速道路における交通安全活動を呼びかけております。

そのような中、6月15日午前10時45分、宮崎自動車道下り線的小林インター付近で、福岡市の高校生らが乗車する大型バスが中央分離帯に衝突して、運転者が死亡する重大事故が発生いたしました。

関越自動車道でのバス事故を受けまして、県内のバス業者等には事故防止を呼びかけておりましたが、県内で発生したことを重く受けとめまして、再度、バス業者、トラック協会等に事故防止を呼びかけるなど、高速道路での警戒活動を強化して、再発防止対策を行っているところでございます。

また、不幸にして交通事故が発生した際、事故の被害軽減のためのシートベルトの着用推進については、全席着用が義務化されておりますけど、今後も未着用車両に対する交通指導取り締まり及び広報啓発活動を推進してまいります。

以上、交通事故の現状と対策について申し上げ

げましたけれども、交通事故のない社会の実現を目指して、県交通安全対策推進本部を核として、市町村、関係機関・団体との緊密な連携を図りながら、効果的な対策を今後も推進してまいり所存でございます。委員の皆様には、今後とも、御理解と御支援を賜りますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○横山刑事部長 申しわけございません。1点訂正させていただきたいと思っております。先ほど資料の説明の中で、1番の(1)の県内の推移の説明の中で、平成18年の認知件数につきまして268件と説明したかと思っておりますけれども、表のとおり262件が正確であります。訂正をお願いしたいと思います。失礼いたしました。

○西村委員長 報告事項に関する執行部の説明が終わりました。報告事項についての質疑はありませんか。

○外山委員 この飲酒運転、結構これだけ厳しい中で、いろんな報道がある中で、でも減らない傾向があります。僕なんかとてもじゃないけれども、飲んだらまず運転しない、普通常人はそう考えるんだけれども、いまだに運転をする連中、彼らの心理というか、どういうことで運転してしまうんだろう。

○上久保交通部長 委員指摘のとおり、飲酒運転は減りません。件数は今ちょっと調べておりますけれども、昨年と比べましてデータは150件前後と増加傾向で、昨年より10件前後ふえておりますけれども、検挙して違反者から聞きますと、まず飲んででもそう酔っていない、大丈夫だ、近くだという意識が強い、それと俺は警察官には見つからないと。警察官に見つかる前に事故を起こしておりますから、そういう意識があって、全国で飲酒運転の悲惨な事故があつておりますけれども、これは自分とは関係ないという

意識が強いような気がしております。以上でございます。

○外山委員 例えば、時代が変わって、いろんなことが人ごとですからね。だから、これも一つのそのあらわれであつて、そんなことも自分には起こり得ないという短絡的な考えでしょうかね。

もう1件、今、新聞等で1週間に2～3件、飲酒運転検挙が出ますがね。あれは結局、事故等、自損事故とか起こしたときに発覚することが多いんですか。

○上久保交通部長 飲酒運転の検挙は、5月末、158件検挙しておりますけれども、この中には、検問等によって見つかる場合と事故を起こして発覚している分、これが含まれて158件です。

○外山委員 割合はどっちが多いんですかね。データはありますか。

○上久保交通部長 158件中、交通事故は69件でございます。3分の1前後が交通事故になっておるといふことです。

○外山委員 もう1点、ちょっと微妙な話なんですけれども、今、血液中のアルコール濃度が非常に厳しいですよ。前の晩に例えば12時あるいは11時半まで、アルコール、焼酎を飲んで、翌朝、たまたまもらい事故でもって自分は全く過失はないのに当てられると、通常事故で100、0なんだけれども、たまたまアルコールが検出されたというケースがあると思うんですよ。こういう場合はどうなんですかね。

○上久保交通部長 まず原則が、車両を運転する場合は酒気を帯びて運転してはならないという大原則がございます。それと2点目は、やはり個人差によってアルコールが体内から出て行くという、これは時間的差があると思っております。そういう中で、翌日、極端に言いますと、深酔

いの状態で事故に遭ったということであれば、責任がない事故であっても、飲酒運転については責任を問われることとなります。

○外山委員 もちろん飲酒はいけないんですけども、あんまりこれが厳しいばかりに夜の街が早く引けるとか、経済的に逆効果もあって、時に職業によっては10時ぐらいには帰るとか、いいことなんですけど、その反面、今度は夜の街が盛り上がらないという非常に難しい部分もありますよね。どこまで許せるかというのも微妙ですけどね。あれは必ず出ますか、12時まで飲んだら。

○上久保交通部長 一般論ですけども、やはり7時間、8時間、これは一般論でございまして、肝臓の強い人、弱い人もあるだろうし、一概にその時間というのはちょっと……。要は運転するとき、早く言えば、奥さんにでもちょっと息を吐いて酒のにおいがしますかねと、機械がなければ、やはり飲酒の状態がないというのを確認すべきかなと思います。

○外山委員 結構です。わかりました。

○上久保交通部長 それと、現在、ハンドルキーパー運動というのを展開中でございます。仲間内で行ったとき、1人は我慢してよと、帰りの送り届けまでやっていただく、これが一番、現在お願いしているところです。やはり飲食店等での飲酒後の飲酒運転というのが結構あります。以上でございます。

○蓬原委員 関連してですが、飲酒運転の地域性を聞くと、県央、県北、県南、県西と分けたときに何かあるものですか。それは後で結構です。傾向があればと思ったんですが、わからなかったら後でいいです。

あと1件、個人のアルコールの分解能力は個人差があるわけですよね。私、比較的早いほう

だと今のところ自負しているんですが、市販のこういう簡単な、薬局、薬店でしょか、機械がありますね。息を吹きかけてどうのというんですね。あれの精度というのはどうなんでしょう。というのは、今、外山委員の話にもありましたが、本人は大丈夫だと思ってもわかんないですよ。だから、私は娘からもらって、できるだけそれを朝は一つとやって行くようにしているんですけど、それが精度がちゃんとあるのであれば、ある程度そういうものを推奨することによって、例えば事業者なんかでも、それで自己的に自分でチェックできるとか、予防策もあるんじゃないかなと思うんですけど、市販の機器の精度、信憑性、何か試されたことはありますか。

○上久保交通部長 市販の機械をうちのほうで検査したというのはちょっとないと思うんですけども、担当に言わせると、精度は高いですということで、しかし、それで出なかったから逆に警察で捕まったという、こっちの機械が正しい、それはちょっとどうかなと思いますけれども、そういう状況でございます。

○蓬原委員 だから、あくまでも警察で測定される機械がその判定になると思うんですよ。だけど、予防というか、本人の錯覚というか思い違いということもあるでしょうから、一つの目安として、そういうある程度のほぼ近いデータが出るよというものであれば、例えば事業所なりあるいは個人なりが、できるだけそれを自分が持って予防的に使えることになるんじゃないかなと思ったので聞いたところです。できたら、全国的にそういう機器の品質保証する何か規格みたいなのをつくられて、血圧でもそうですね。血圧計でも市販のやつがあるけど、あれは厚労省のちゃんと認可を取ったやつだとかあつ

て、ある程度はかり方をちゃんとはかれば血圧ははかれるわけですよ。自己チェックできるわけで、そういう基準みたいなのがおつくりになってみると、またそういう思いがけない酒気帯びによる検挙とかはなくなるし、事故もなくなるんじゃないかなという気がしたものですから申し上げました。参考までに。

○上久保交通部長 どの地域が多いかというのは、あくまでもこれは検挙した数で捉えるものですから、発覚しない数も相当あるかと思えますけれども、警察署別ですが、都城が検挙数では一番多いということです。

○蓬原委員 私は三股ですけど、何となくそういう気がしてしまっていて……。だから正直に聞いたんですが、そうかなという気がします。それは恐らく歴史的な飲酒文化というか、何かそういうものが影響しているんだろうと思うんですけども、身の周りから我々もしっかりまた啓蒙していかないといけないと感じました。以上です。

○上久保交通部長 都城が多いということで、都城市におきましては、やはり汚名返上しようということで、本年度、飲酒運転追放の予算化もされて、自治体としては懸命に取り組んでおられます。この活動が今後浸透して、減っていくことを祈っているところでございます。

○蓬原委員 終わるつもりでしたけど、通報というのは、例えば飲酒運転をしている人を見た場合は、どこかに通報することによって抑止しようということですか。

○上久保交通部長 市のほうは、飲酒運転追放です。済みません。通報じゃなくて追放でございます。

○蓬原委員 わかりました。

○横田委員 交通事故が、交差点とか交差点付

近の事故が約5割ということですが、ちょっとうちの近くの交差点のことを例にして言ってみたいんですけど、そこは4方向ともあんまり広くない道路で、4方向とも一旦停止の標識だったんですよね。それが片一方がちょっと道が広がって、優先道路になるということだと思えますんですけど、黄色点滅と赤点滅になったんですよ。当然赤点滅は一旦停止して、黄色点滅は徐行して行くことになると思うんですけど、でも、やっぱりどうしても優先道路ということで、ずっと行ってしまわないですか。地元の方は、非常にそれを事故が起こるんじゃないかということで気にされているんですよね。確かに優先道路とかそういう信号機をつけるときのいろんな決まり事とかあるとは思いますが、地元の人たちが非常にそういう心配されているというのは、信号機とかをつけるときの参考にすべきじゃないかと思うんですよね。そういう事例はたくさんあると思うんですけど、そこはそんなに交通量が多くないところで、もし全部赤点滅にしても、渋滞が起こるとかそういうことは全く考えられないんですけど、そういう事例は結構あるんじゃないかと思うんですけど、今の例をどんなふうに思われますか。

○上久保交通部長 まず、見通しの悪い交差点での通行方法でございますけれども、交差点においては、片一方を停止にして、片一方は停止がかかっていない交差点はいっぱいありますけれども、この交差点を通行する場合は、車両の運転者は優先権という頭が多々あると思いますけれども、この見通しの悪い交差点においては、双方の安全、歩行者等の安全、極端に言いますと、徐行して通るべき場所なんですね。えてして停止があればとまれ、片一方は優先権があるという考えですけど、交差点という見通し

の悪いところでは、それは交差点内における安全運転義務というのがございます。だから、そういうところに赤点減と黄点減をしているんですけれども、警察としては、そういう信号機をつけて、片方は停止しなさい、片一方はより注意して通りなさいということで、こうやって規制をかけているんですよ。ただ、こういうところでの事故は、結構多く発生しているのが実態でございます。

○**横田委員** それはよくわかるんですけど、今言われたように、黄色点減だからという気持ちという思いというか、あんまり徐行しないで行ってしまおう心理といいますか、あると思うんですよ。だから、そこそこの事情、地形とか道路事情によって、地元の人の声も参考にさせていただきながら、判断も大事じゃないかなと思うんですけど。

○**上久保交通部長** 委員指摘のとおり、交通規制をかける場合に、やはり一番は地域住民の方の要望、意見、これをもとにして、また、特に地域住民の方がその状況というのは一番詳しいと思っております。引き続き、交通規制等をつける場合は、地域の方々、いろんな関係機関・団体とそういう意見を取って、しっかりした交通規制をやっていきたくと考えております。

○**新見委員** 資料1のほうの説明の中で、(3)の(イ)犯行ツール調達グループによる組織的な通帳詐欺事件ということの説明の中で、金融機関から預貯金通帳をだまし取ったという表現をされたと思うんですが、今は新規の口座を開設するときは、本人確認を厳格にやっているところだと思いますので、これは既存の通帳をだまし取ったという意味なんでしょうか。

○**横山刑事部長** 金融機関から口座を開設する際は、身分確認を行うことになっております。

したがって、その口座を——私は、横山登ですけれども——横山登で開設して、宮崎銀行、太陽銀行、どこどこ信用金庫で開設して、それをインターネットで売ると、あるいは売ることによって金を稼ぐという、そういう人物がおるわけです。そういうまたグループとか、そういうものが首都圏ではいっぱいおります。首都圏に限らず、宮崎県内でもそういう金に困った若者なり、そういうものを検挙するわけです。要するに、振り込め詐欺の実行犯グループは、自分たちに手が及ばないように、そういう口座とか他人名義の携帯電話を売買して、それを利用して犯行に使う。宮崎あたりで振り込め詐欺の実行犯、本犯を捕まえようとするれば、そういう口座、だまされた金が振り込まれる口座の名義人を、自分で本来使用する目的でないのに、金融機関に口座を開設して通帳とカードをだまし取ったと、こういう詐欺でその本人を捕まえて、それから、そのものがだれに売ったのかということで、振り込め詐欺の追跡捜査、突き上げ捜査をやるわけでありましてけれども、ここに掲げております犯行ツール、口座とか携帯電話を調達するグループがやはりおるわけですね。そういうものを捕まえると。しかし、それが必ずしも犯人にたどり着くというのもまた容易じゃなくて、アジトが点々としておったりということで、なかなか本犯にいかないんですけれども、いずれにしても、未然防止のためには、そういうやつを徹底して捕まえていくという意味で、口座詐欺と携帯電話の詐欺という捜査をやっておるということでもあります。

○**新見委員** それとその下、通信教育講座終了費用名目の架空請求詐欺ということで、要するにこれは、既に通信教育を受けている方が中途解約するときの情報を何らかの形で入手してて、

そこに架空の請求をしたということだと思っ
てですけども、そういった個人情報はどうい
った形で暴力団等は手に入れたんでしょうか。

○横山刑事部長 この通信教育講座とか、最近
ではいろいろな学校の卒業名簿とか、そうい
うものが要するにインターネットで売買される。
例えば通信教育講座でも、Aという会社が通信
教育講座を幾つかやっておいて、その顧客が、
全国の名簿が何らかの不正な方法で流出してし
まいます、それをまた売買するやからがおる
わけですね。売買してまた金もうけしておる。
その講座、名簿を利用して金をだまし取るとい
うわけなんですけれども、実際は通信教育講座
を中途解約された方もおられるわけでありま
すけれども、基本的には結構古い名簿でありま
して、通信教育講座を終了された方、それで資格
を取られる、取られないは別にしても、通信教
育講座が終わった方に対して、あなたはまだ未
払いが残っていますと、実はこれについては幾
ら幾らの未払いがあるということで、残債があ
りますので、これをそのままにしておくと、さ
らに追加料金が必要になってきますけれども、
これを完済する、請求がまた後から来ますよと
いうことを信用させて、その終了費用というか、
完済名目でだまし取るという手口であります。

○新見委員 もう1点、一番下ですけども、
自動架電システムというのは、全国共通のシ
ステムなのか、宮崎県警オリジナルのシステ
ムなのか。

○横山刑事部長 これは全国のシステムで、警
察庁が推奨というか、抑止対策というか、ある
いはそういう未然防止対策でこういうやり方
があるということで推奨しているんですけども、
携帯電話とパソコンをリンクさせまして、それ
で自動架電させて連続的に不能化対策を講じる

と、そういうものであります。

○新見委員 わかりました。

○太田委員 オウム真理教関係で、金融機関に
訪ねた高橋容疑者の画像等が出ましたよね。金
融機関には、ああいう防犯カメラというか、画
像として残るものが設置されていると思うん
ですけど、ATMとかそういったところでは、
そういうのを取りつけるというのは不可能なん
ですかね、それぞれの金融機関で。そういう画
像というのは、ATMでは残らないということ
なんですかね。

○横山刑事部長 断定的に申し上げられませ
んけれども、ほとんどの金融機関では、ATMに
ついても防犯カメラが設置されておると承知し
ております。

○太田委員 そうであれば、振り込んだ側の被
害者のほう、今度は逆に取る側の状況は画像と
しては残ってるわけですから、何かそういう対
象者というのがどんな人間であるかというのが
やっぱりわかるんじゃないんですかね。画像と
してはもちろん、捜査の材料として入手される
わけですね。

○横山刑事部長 画像を入手して捜査に活用し
ております。ただし、振り込め詐欺的に言うな
らば、犯人側も例えば帽子をかぶったり、マス
クをしたり、サングラスをしたりというような
ことで、カメラが正面にあれば意図的に服装を
変えたり、極端なことを言いますと、かつら
をかぶったりとか、そういうようなことがあり
まして、あらゆる情報を収集して検挙に結びつ
けるという捜査をいろいろやっておるところで
あります。

○太田委員 わかりました。毎月15日に強化月
間ということで、そういったところに警察官を
配置したりとか、いろんな人を配置したりとい

うことですが、妙にマスクをかけておったり帽子を深々とかぶっておった人は、ちょっとこれはいかんなどということを感じてもいいわけですね、私たちのほうも。わかりました。画像としては残るということであれば。

それと、今、新見委員も言われた自動架電システムですけど、これは逆に警察のほうが無言電話みたいにがんがん送りつけるような感じですよ、嫌がらせみたいに、こっちのほうからね。となると、例えば、その電話というのがわかるということであれば、携帯電話であったりすれば、近くの中継点からさっさっさっさと連携しながらいくわけですから、相手方の居場所というのが、携帯電話だけでもある程度範囲が特定できるんじゃないかと思うんですけど、その辺の確認はできるんですか。

○**横山刑事部長** そのような捜査手法もとりまして、犯人にたどり着くような捜査をやっております。ただし、犯人グループもアジトを幾つか構えておりまして転々とすると。私が過去にあった事件でも、ガサで踏み込んだところ、一回使った携帯電話はバケツの水につけると、不能化、自分たちも使わない。ですから、携帯電話がどんどん犯行手段として売買されるという、そういう需要、供給の悪い仕組みがあるということでもあります。

○**太田委員** 相手も相手だということですね。わかりました。大変ですね。

○**西村委員長** 私から1点、今のに関連するんですけど、犯人グループというのは、暴力団みたいな組織が多いと思うんですけど、例えばそこを検挙されたときに、口座の中に1,000万あったと、被害額が1,000万あったということは、被害者のもとに返るものなんですか。

○**横山刑事部長** ちょっと正確なことは手元に

ありませんけれども、銀行と警察庁のほうがそういう協議をいたしまして、早目に届け出があって、警察が口座を凍結するという手続をとりまして、そこに残高があれば、例えば1,000万残っておれば、被害者が5人いたとすれば、案分で返金できると。もちろんそれには必要な公告手続とかいうものが必要でありますけれども、そういう仕組みができております。被害額すべてということではありません。案分ですので。そういう手続がとれるようになっております。

○**西村委員長** 例えば、そのグループが上の組織みたいなどころにお金を横流ししていったところまで発覚するときには、その犯人から取り上げることというのはできるんですか。

○**横山刑事部長** 口座に滞留しておる金については、今申し上げたとおりでありますけれども、それが犯人グループの懐に入ると、そのほかの金と混在するという状況になれば、それがもともと私が持っておった金もそこに含まれておるとか、もろもろほかの、聖域という不自然なものですけれども、そのようなところもあるかと思いますが、それについては、刑事裁判で刑事的な処分と、ほかに返還の申し立てということが必要になってくるんじゃないかというふうに思っております。

○**西村委員長** 私としては、犯人は捕まったからいいが、被害者が結局手元に何も返ってこなかったということになれば、再犯防止にはなると思うんですけども、被害者の方も報われないなと思いましたので、そこを犯人グループ、どんどん緻密にやると思うので、振り込まれれば、すぐにAの口座からBの口座、Cの口座、D口座と移していったりとかもあるのかなと思ったので、どこまで追及していったら、もっと言えば、上の組織までも捜査のメスが入るとい

うことになればいいのかなと言いたいところなんです。犯人の種別、それをまねて、例えばさらに別のグループ、実際は大きな組織がやっているのをまねて、若いあんちゃんたちがまねするとか、そういう類似的な、いわゆる犯人の種別というのはどんなものでしょうか。

○横山刑事部長 先ほど来、御説明をさせていただきましたけれども、この振り込め詐欺が蔓延してなかなかなくならないという状況から考えますと、これを模倣した者たちがさらにふえておるということも否めない状況ではないかと思っております。そのためには、スピード感を持った検挙と、さらに重刑化、要するに重い刑罰が下されるための先ほど申し上げたような例えば悪質性とか余罪の捜査とか、そういうものをしっかりやって重刑化を図って、間尺に合わないぞというようなことをまた認識させるということしかないのかなというふうに思っております。いずれにしても、全国警察挙げて、総力を挙げて振り込め詐欺については取り組んでおるところであります。以上であります。

○西村委員長 ありがとうございます。ほかにありませんか。

○蓬原委員 今に関して1件だけ確認です。グラフがあります。県内の推移、平成20年から21年、認知件数210件から234件、以降ずっと減って、24年度が若干ふえきみではあるんですけど、20年から21年に激減といたしますか、これはこういう一連の予防の効果があったということですか。

○横山刑事部長 平成20年から21年に大幅な減少でありますけれども、取り締まり体制の強化に取り組んだということもありますし、金融機関との連携、外の皆さん方の御協力等もあったということであろうかと思えます。先ほど御説

明しましたけど、15年ごろから急激な増加があったわけでありましてけれども、当県では平成18年に18名の専従捜査体制をとりました。それから検挙活動、抑止活動を進めたわけでありましてけれども、平成20年8月段階では、検挙、予防を一元的に推進するというので、警察本部長以下、100数十名の振り込め詐欺の抑止・検挙体制が構築されました。さらに、具体的な推進としては、刑事部参事官兼生活安全部参事官が広域知能犯捜査担当の司令塔という、要するに組織横断的にこの振り込め詐欺については取り組むということで、捜査並びに抑止体制を推進するということになりました。それと、21年3月段階では、委員の皆様、議会の御理解もいただきまして、振り込め詐欺の予防分析担当の広域知能犯対策係と検挙対策の知能特捜係という専従の体制が構築されましたので、宮崎県におきましては、急激な減少を見たのではないかというふうに考えております。

○蓬原委員 わかりました。

○新見委員 私もちよっと確認なんです。資料2のほうですけれども、大きな2の(3)年代別のところに、トラクターの事故ということで表現がしてあります。私のイメージと、あとまたマスコミ等の報道でも、高齢者のトラクターの事故といったら、よく作業中に運転を誤って、ちよっとどっかから、農道あたりから落ちて、その下敷きになって死んだというニュース等がよくあるんですが、この警察が調べておられるのは、あくまでも公道での交通事故ということだと思っておりますが、具体的にどういった状況だったのか教えていただけますか。

○上久保交通部長 ことし2件発生しておりますけれども、いずれも70～80歳代の人ですけれども、1つは、自宅の車庫内で農機具の点検中

だったと思うんですけども、これが動き出して、道路を横断して反対側の田んぼに転落というのが1件ございました。もう1件は、畑の農作業に行かれて、帰る途中で横転して、その下敷きになったという事故の2件でございます。この2件というのは、今、委員のほうから言いましたように、交通の統計上、道路上であった事故が2件ということですが、そのほか、田んぼの中ですとか、あぜ道のところでこけたというのはありますけれども、県の担当のほうとは連携しながら、やはりこういう事故防止ということで連携をとるといふことと、都城については、農協とか関係機関・団体と再発防止対策、これを打ったところでございます。

○西村委員長 その他、何かありませんか。

○蓬原委員 自転車が車道を走れるようになったわけですが、タンデム自転車、二人乗り自転車、これが今、愛媛県と長野県でしょうか、何か条例ができて、タンデム自転車も普通の自転車と同じように走れるようになったらしいという話を聞いておりますが、この二人乗り自転車を例えば宮崎県として、そういう要望もあちこち、こういう時代ですから、エコだったり健康づくりだったりする中で、また、この前の東北大震災のときに、車は結果的に使えなかった、ガソリンスタンドがなかった、瓦れきに道が塞がれていたということで、一番の移動手段あるいは情報の伝達手段としての自転車が見直されてきていまして、それは普通の自転車ですけど、それを発展させて、二人乗りの自転車を宮崎県として走れるようにすることはできないのかという、そういう要望も聞こえてきておまして、私が多少自転車に縁のある団体の宮崎県自転車競技連盟の会長をしておるものですから、サイクリング協会の人とか、その人あたりからも話

が出てるんです。それともう一つ、トライアスロンが自転車の部分というのはあるわけですね。このトライアスロンに、マラソンでもそうですけど、視覚障がい者の人が出られるわけですけど、水泳とマラソンは補助される方がいらっしゃるからできるんですが、自転車だけは自分でこげないんですね。そうすると、タンデムでないといけないんですよ。そういうことで、タンデムの利用というのはいろいろありまして、視覚障がい者の方たちも、そういう人たちは町の中をタンデム自転車に乗って行きたい、動き回りたいという、非常に社会参加の熱意のある人はそういう考えをお持ちなので、宮崎県として、いろんなことを検討しないとできないんですけど——私も個人的には、愛媛県だとか長野県だというふうに聞いていますから、調査はしようと思っておりますが——唐突な話でお答えも難しいかもしれませんが、将来的に二人乗りの自転車、例えば観光にも生かせる話だとも思うんです。さっき経済の話もありましたけど、やはり規制と経済活性化という、この関係もあると思うんですが、タンデム自転車、二人乗り自転車についてのお考えを何か今少しでもお持ちだったらお聞かせいただくとありがたいなと。

○上久保交通部長 委員指摘のとおり、自転車は新たに去年災害があつて見直されてきております。そういう中で、タンデム車が県内で走れるかということ、道交法上はこれは今のところできません。しかし、道路環境の整備ということで道路管理者等とも協議はしておりますけれども、将来的には、そういうタンデム車ができる環境ができていけばと考えております。

○蓬原委員 きょうはそういうことかなと思うんですけど、例えば、一番心配されるのは当然交通事故でしょうから、一人の自転車よりも当

然長くなるし、不安定にもなりますから、そうなったときに、じゃタンデムについては、免許なしで乗れるのではなくて、例えば道路交通法をよく知っていると思われる人たち、例えば普通免許を持っている人とか、そういうことのまた条件をつけていくと、何か交通事故の防止という観点からも、例えばタンデムはいいじゃないかとかなるんじゃないかなというような、私もまだ粗い考えですけど、そういった考え方をしていまして、きょうはまだページをめくっただけですから、いろいろまた今後、御検討いただくとありがたいと思っています。以上です。

○西村委員長 ほかに何かありませんでしょうか。ないようでしたら、以上をもって警察本部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時6分休憩

午前11時10分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、今回、当委員会への報告事項等について、局長の説明を求めます。

○濱砂企業局長 企業局でございます。よろしくお願ひいたします。

説明に入ります前に、一言お礼を申し上げます。さきの県南及び県北調査におきまして、西村委員長さん初め委員の皆様には、岩瀬川発電所と一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設を調査いただきました。まことにありがとうございました。当日御指導いただきました点につきましては、今後の運営に十分生かしながら、事業の円滑な推進に努めてまいりたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、本日御報告いたします項目につきまして説明をさせていただきます。

お手元に配付しております文教警察企業常任委員会資料の目次をごらんください。

企業局では、今回、議案はございませんが、提出報告書の関係が1件、その他の報告事項2件の合計3件でございます。

まず、Ⅰの提出報告書関係につきましては、「平成23年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算繰越計算書」でございます。

これは、平成23年度予算に計上いたしました経費のうち、今年度に繰り越したものにつきまして、地方公営企業法第26条の規定により報告するものでございます。

次に、Ⅱのその他の報告事項でございます。

1件目は、日向市の工業用水道施設配水池、それから新富町の一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設に設置しております太陽光発電設備の発電状況について御報告を申し上げます。

それから2件目は、去る5月25日に綾第二発電所で実施いたしました発電所施設見学ツアーについてでございます。

私からは以上でございますが、詳細につきましては、担当課長のほうから説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○西村委員長 局長の概要説明が終了いたしました。

次に、報告事項に関する説明を求めます。

○緒方総務課長 それでは、平成23年度宮崎県公営企業会計（電気事業）に係る予算繰り越しについて御説明をいたします。

お手元の平成24年6月定例県議会提出報告書の17ページ、青いインデックスの別紙5と表示してあるところをごらんいただきたいと思います。

まず、上の表の建設改良費の繰り越しとして、1段目の田代八重・綾第一発電所間光通信化工事であります。

これは、田代八重発電所と綾第一発電所との間に光ファイバーを布設することによりまして、通信回線の信頼性向上や大容量化を図る工事ですけれども、東日本大震災の影響で材料の納入におくれが生じたことから、予算の繰り越しを行ったものであります。

繰越額は、予算計上額1億237万4,000円から、前金払いとして支出いたしました4,070万円及び入札の執行残であります不用額を差し引きしました6,093万2,747円を今年度に繰り越したものであります。

また、下の表の営業費用にも同じ工事名の繰り越しがありますが、これは、上記工事と同時に行う必要がある既存ケーブルの撤去費用でありまして、同様の理由から繰り越しを行ったものであります。

繰越額は、予算計上額315万円から、入札の執行残であります不用額を差し引きしました309万2,253円を今年度に繰り越したものであります。

なお、この工事の完了は、来年3月を予定しております。

次に、上の表に戻りまして、2段目のダム施設整備事業であります。

これは、ダム管理者であります県土整備部が実施しておりますダム施設整備事業につきまして、立花ダムと祝子ダムの2カ所において、改良工事を行うものでありますけれども、県土整備部によりまして、工法検討等に不測の日数を要したため、予算の繰り越しを行う必要が生じたことから、事業費の一部を負担しております企業局におきましても、繰り越しを行った

ものであります。

繰越額は、予算計上額3,561万2,000円のうち、年度内に工事が完了しました工事費の3,212万2,000円を差し引きしました349万円を今年度に繰り越したものであります。

なお、工事の完了は、立花ダムと祝子ダムの2カ所ともに、今年12月を予定しております。

私からの説明は以上であります。

○西村委員長 報告事項に関する執行部の説明が終了しました。報告事項についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

○新穂経営企画監 私からは、「太陽光発電設備の発電状況」について報告します。

資料の1ページをごらんください。

まず、1、事業概要ですが、県の重点施策と連携して、地域特性を生かした環境に優しい新エネルギーの普及促進を図るために、これまで2カ所に太陽光発電設備を設置しております。

企業局では、平成21年度から取り組んでおります企業局新エネルギー導入事業の中で、太陽光発電のほかに、河川維持放流水を利用したマイクロ水力発電（名称、祝子第二発電所）も整備しまして、本年4月から営業運転を開始しております。

なお、発電開始から日が浅いため、資料は用意しておりませんが、祝子第二発電所のほうは、現在のところ、順調に発電しております。

2の設備内容と発電状況にありますように、1カ所は、日向市にあります工業用水道施設の配水池に設置しており、運転開始は平成22年2月3日、最大出力は30キロワット、年間目標発

電量は3万6,000キロワットアワーで、これは標準家庭の10世帯の消費電力に相当する電力量になります。平成23年度の発電実績は3万5,992キロワットアワーとなり、ほぼ目標どおりの発電量となりました。

もう1カ所は、新富町にあります一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設に設置したもので、運転開始は平成23年2月9日、最大出力は90キロワット、年間目標発電量は10万8,000キロワットアワーで、標準家庭の30世帯分に相当します。平成23年度の発電実績は11万395キロワットアワーとなり、目標比102.2%となりました。

なお、両設備とも発電した電気は施設内で使用し、余剰分を九州電力に売電しておりますが、平成23年度の売電料金は、工業用水道施設が約87万円、一ツ瀬ゴルフ場が約91万円となっております。

下に掲載したグラフは、月ごとの発電量の推移をあらわしたもので、上の青い線が一ツ瀬川ゴルフ場、下の赤い線が工業用水道配水池でありまして、特に昨年は4月が渇水であったことから、想定よりも多く発電しました。また、10月、11月あたりは雨が多かったため、想定より少な目という結果になっております。

次に、資料の2ページをごらんください。

参考としまして、企業局の事業と関連が深い「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」について説明いたします。

1、概要にありますように、この制度は、太陽光、水力、風力、地熱及びバイオマスにより発電した電気を、一定期間、一定価格で電気事業者が買い取る制度でありまして、2、経過にありますように、法律の名称は「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特

別措置法」で、昨年の8月26日に成立しております。

3月6日に具体的な価格や期間について検討する調達価格等算定委員会が発足し、4月27日に「平成24年度の調達価格及び調達期間に関する意見」として提出され、5月16日から6月1日にかけてパブリックコメントが実施されました。

パブリックコメントの結果を受けて、制度の具体的な内容を規定する政令・省令が6月に公布されるということでしたが、おとといの18日に公布されております。制度の実施は7月1日からとなっております。

3番に、経済産業省告示で示された平成24年度の種類ごとの調達価格と期間を記載しておりますが、そのうち主なものについて説明しますと、太陽光の調達価格は1キロワットアワー当たり42円となっており、10キロワット未満の設備は調達期間が10年、10キロワット以上の設備は20年となっております。10キロワット未満の設備が10年となっておりますのは、これまでの余剰買取制度との整合性を持たせるためで、国の補助金もこれまでどおり適用されることとなっているためです。

中小水力の調達価格は3つに区分されており、200キロワット未満の設備は35.7円、200キロワット以上1,000キロワット未満の設備は30.45円、1,000キロワット以上3万キロワット未満は25.2円となっております。調達期間はいずれも20年となっております。

その他については、表にありますとおりです。

私からは以上です。

○本田工務課長 資料の3ページをごらんください。

私のほうからは、「発電所施設見学ツアー」に

ついて報告いたします。

1の目的にありますように、発電所施設見学ツアーは、企業局の事業を県民にわかりやすく伝えるとともに、二酸化炭素をほとんど発生しないクリーンなエネルギーである水力発電所の仕組みやダム役割について理解を深めまして、環境保全に対する意識の啓発に資することを目的として実施しているものであります。

この見学ツアーは、平成11年から実施しておりまして、今回で22回を数え、見学者は延べ1,222名となっております。

2の実施概要であります、(1)の開催方式は、これまでは発電所親子探検ツアーとして行っておりましたが、昨年度の発電所建屋改修に合わせて見学コースとして整備しましたのを契機に、初めての試みとして、学校の社会科授業の一環として行いました。

今年度は、第1回目として、5月25日に、綾小学校3年生61名の参加で、綾第二発電所で開催いたしました。第2回目は、7月に延岡の祝子発電所において実施予定であります。

なお、アンケート調査を行いましたので、意見の一部を紹介いたしますと、「大きな機械で電気をつくるなんてびっくりしました」、また「水には大きな力があることがわかりました」「これからは電気を大切に使おうと思います」などの声を寄せていただきました。

下に掲載しております写真は、当日の状況を撮影したものであります。発電所の見学とあわせ、参加者に川への親しみを持ってもらうため、稚魚の放流も行いましたが、子供たちの喜ぶ声や姿が多く見られ、好評のうちに終了することができました。以上でございます。

○西村委員長 その他の報告事項に関する執行部の説明が終了しました。その他の報告事項に

ついての質疑はありませんか。

○横田委員 見学ツアーの件ですけど、これからは電気を大事に使いたいと思うというような声があったということですけど、これは綾とか延岡とか、そういう地元の学校の子供たちが対象になるんですか。

○本田工務課長 今まで平成11年からいろんな取り組みをしておりますが——一部は宮崎の科学技術館とかとタイアップし、募集しまして、発電所に行ったこともあります——ことしは地元の小学生ということで、綾第二発電所を、地元で見学コースをつくりましたので、まず第1回目として、綾小学校の生徒さんを連れていきました。以上です。

○横田委員 今回、社会科授業の一環として行われたということですけど、非常にいい勉強になると思うんですね。だから、例えば都市部の学校の子供たちとかも対象にして、例えば宮崎市内、都市部の子供たちとかも、ぜひいろんなたくさんの子供たちに体験してもらおうといいなと思いますので、お願いします。

○外山委員 買取制度についてですけども、ちょっと教えてほしいんですが、それぞれ調達期間が10年、20年とありますけど、これは20年間はこの単価で買い取るということで理解していいですかね。

○新穂経営企画監 ここに書いてある期間は、この値段で買い続けるということです。

○外山委員 恐らく、自治体とかいろんな企業、大企業がブームに乗って進出すれば、当然一般の電気料金は年々上がるということですか。

○濱砂企業局長 買い取りに要した費用は最終的には消費者に転嫁ということでありますので、きのうの新聞に出ていましたが、24年度は九電は111円と、これは全国で一番高かったんですが、

というのは太陽光が普及しているということで、そういうことで、これがだんだんだんだん普及するに従って上がっていくということになると思います。

○外山委員 20年というのは、調達期間を切っています。これはどういう意味ですかね。20年間は買い取るが、21年目からまた見直しを図るという意味なんですか。

○新穂経営企画監 20年まではその値段で買うということは保証されていますけれども、その後、幾らになるかというところは、全く結論が出ていないというか、検討されておられません。

○外山委員 じゃ可能性として、至るところにつくってみたはいいが、結局効率が悪くて、21年目にはそれが産廃になってということも考えられますか、エネルギー政策の見通しとして。

○喜田開発企画監 一応調達価格を決める際には、例えば太陽光でありましたら、20年目で設備を撤去する費用まで織り込んで、このような価格を決めております。ただ、水力とかは、実際は40年、50年、60年程度は十分使えますので、それ以降も使うんですが、そのあたりの価格につきましては何も決まっておりません。

○外山委員 じゃ考え方として、20年目に今の設備投資分は回収できるよと、ひとまずそこでもってエネルギー政策全般を見直して、継続するかという考え方ですね。今、企業はいろんなものをつくって何百億投資しても、ひとまずそれは20年では回収できると、そのとき、再投資するかというのは、その時点のエネルギー状況にもよるんでしょうか、そういう算数でこういう数字を出しているんでしょうね。

○濱砂企業局長 施設の種別、太陽光とか水力、種別ですね、それから投資の規模とか事業費とか、そこ辺をいろいろ勘案しながら、それから、

特に最初の3年間は設置者に応分の利益が手厚く行くようにというような配慮から、こういう価格がまずは決められたということでもあります。投資を回収するのは、ここに書いてある期間の恐らく半分以下で回収できると、予想以上に高い値段がこれはつきましたので。というのは、それだけうまみをつけて再生可能エネルギーの普及を促進するという考え方が政策として入っているものだから、こういう結果になったと思うんですが、ただ、これが最初はこの値段ですが、これは毎年変わりますので、毎年そこを一つの普及状況を見ながら下がっていくことでありまして、だから、当初の3年間は、さっき言いましたような手厚い配慮がなされますので、下がるテンポは低いと思いますが、下がっていくことは間違いないということでございます。10年なり20年なりこれをやることによって、そのときの普及状況を見ながら、また次の政策が出るということだろうと思います。

○外山委員 ということは、ある程度の資本と場所と設備があれば、必ずもうかるわけね、20年間。20年は利益が確保できるんですよ、やりさえすれば。

○濱砂企業局長 平常から異業種の大企業が、ソフトバンクとかJR、NTTもそうですが、非常に大きな投資で入ってきておるといった状況が新聞によく出ていますけどね。

○蓬原委員 それと関連して、余剰分について、太陽光の10キロワット未満は余剰買い取りとなっていますが、ほかのものについては、余剰じゃなくてもいいということですか。例えば、買う電力と売る電力との料金差が大きければ、発電所だったら売って、安いのを買ったほうが得するわけだけど、これはどうなんですかね。まず自分のところで消費して、残りのやつを買

うよということなんですか。

○喜田開発企画監 太陽光の10キロ未満以外につきましては、全量買い取りが原則でございます。ただ、設置するものが自分で使いたいと、例えば二酸化炭素の排出量を減らしたいとかいう形で使いたいと選択すれば、余剰も選択が可能な制度でございます。

○蓬原委員 これは新しく設置したものがこの値段で買い取っていただけるということですか。

○喜田開発企画監 原則はそうでございますが、既に建設したものにつきましても、例えば太陽光の10キロ以上でありましたら、20年の買い取り期間が決まっております。まだ建設してから年数が2年とか3年以内のもので、今の余剰買取制度に該当していないものは、こちらの制度に移行することが可能でございます。私どもの一ツ瀬とか工業用水の設備は既に余剰買い取りですので、こちらに移行することはできません。

○蓬原委員 例えば今、水力をやっておられますよね。それは当然既設ですが、これもじゃ20年以上たっているから、この値段で企業局が買い取っていただいて、飛躍的に売り上げが上がるということはある得ないわけですね。

○新穂経営企画監 水力発電につきましては、まず買い取り期間が20年ですので、20年を超えているものは、最初からこちらに移行はできないということですね。20年を超えていないものについては、移行することはできるということですが、ただ、これまでつくったものは、国の補助金とかを受けております。それから、20年の買い取り期間満了まであと何年残っているかと、そこら辺もあります。したがって、もらった補助金あるいはあと20年まで何年残存期間があるか、そういったところを考慮して、再計算して、調達価格とか買い取り価格を決

めるということになりますので、例えば200キロ以上1,000キロの発電所が仮にあったとしても、30円45銭で買い取るというわけではなくて、計算をしてやりますので、例えば20円とか15円とか、そういう結果になると思います。

○蓬原委員 細かいところはわかりませんが、理解しました。

○西村委員長 ほか、いいでしょうか。ないようですので、その他で何かありませんか。

○蓬原委員 発電の専門集団ですので、今、地元で、いろいろ農家の方だったり公民館の人たちで地区を活性化しようという話の中で、いろんな小水路がありますよね。目の前にある小さな水路ですよね。そこに簡単にぽっと置いて、あるいは取り外したりできる超超マイクロ、ウルトラマイクロ水力発電みたいな装置が簡単できないのかという話をよく聞くんです。ところが、発電機というのは、これまでそんな小さな発電機は、自転車とかおもちゃとかそういうものでない限りなかったんで、比較的小さい部分の発電機というのはなかったんですね。ところが、今、農業用水路を利用して水力発電をしようという動きが農水省あたりで出てきたことによって、発電機のメーカーも今まであんまりつくっていなかった小さい部分のところまで作り出しているという話を、例えば日立電気とか聞いています。それで、企画室もおつくりになったわけですけど、せっかくの発電の専門家集団ですから、前も言ったかもしれませんが、農政水産部とタイアップして、あるいは総合政策部、そういう地域の集落の簡単な水路にぽっと置いて、例えば街灯なり発電できるような、そういうシステムを何か企画されて、県が推奨して、できるようなことを推進されたらいかかなと思っていまして、そのあたりは、もう手

が挙がりかかっていますけど、考えはどうか。

○相葉技監 今、委員おっしゃいますように、確かに今、大手メーカーのほうでも、数キロワットのいわゆる水車発電機が一体となっているような製品もつくり出してきております。そういった情報もありますので、今年度、私どもといたしましても、これは従来からやっておるんですけど、農政水産部との連携も今でもやっておりますが、また新たに企業局独自でPRとかもいたしまして、今、市町村からも、いろいろな御質問といたしますか、そういうものも具体的にいただいているものがございますので、PRをしながらお手伝いできたというふうには考えております。

○濱砂企業局長 蛇足で補足しますけれども、小水力に当面重点的に対応するというふうに我々言っておりますけれども、一つは、我々みずからがやるということですね。維持発電とか治水ダムを今度やりますけれども、それが一つと、もう一つは、やっぱり市町村の支援ですね。市町村とか農業団体の支援、その2つの柱で県内の小水力発電を活性化しまして、できたら農村地域とか中山間の活性化につなげていきたいというふうに考えておるところでございます。

○蓬原委員 5月11日でした。7時55分のNHKの番組だったんですけど、これは佐賀県だったんですが、ちょっと設置費用が普通の個人ではつukれない500万だという水力発電、ミヅタという環境技術研究所だったんですが、そこでそういう水車を非常に効率のいいのを考え出して、発電機と組み合わせてやっているというのがありまして、これが例えば100万で設置できるものとか、50万で設置できるよとか、簡単な風力発電があるじゃないですか、ハイブリッドの、太

陽光と、あの程度の感覚でできるやつができる、いろんな利用できる水路というのはいっぱいあるんですね。もし何かのときは、ある程度取り外せるような、そういうイメージで私は考えているんだけど、ぜひせっかくの技術屋集団がいらっしゃいますので、そこあたりをこうやってうまく県庁で組んでいただいて、地域からの要望にプレゼンできるようなシステムをつくっていただくとありがたいと、よろしく願います。

○西村委員長 ほかに何かありませんか。

ないようでしたら、以上をもって企業局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時39分休憩

午後1時0分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、当委員会に付託されました議案等につきまして、まず教育長の説明を求めます。

○飛田教育長 教育委員会でございます。よろしく願います。

まず、お礼を申し上げたいと思います。さきに開催されました宮崎県高等学校総合体育大会並びにみやざき県民総合スポーツ祭の開会式に際しましては、あるいは競技におきましても、西村委員長を初め、多くの皆様方に御臨席いただき、まことにありがとうございました。この場をおかりしまして厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

さて、教職員による不祥事が後を絶たない状況にある中で、去る6月1日に、議長から「教職員不祥事の再発防止を求める申入れ」がございました。このことは、議員の皆様、さらには

県民の皆様の教育に対する危機意識そのものであると認識し、真摯に受けとめているところがあります。御心配をおかけして、まことに申しわけなく思っております。

教職員による不祥事は、保護者や県民の皆様の信頼を著しく損なうとともに、何よりも児童生徒の心を深く傷つけていることを、本当に申しわけなく思っているところであります。

教育に対する信頼は、教職員一人一人の言動を県民の皆様方が評価された結果であることなどのそういう思いが、教職員一人一人に届かなかったことは、まことに残念でなりません。

県教育委員会といたしましては、今後、市町村教育委員会と十分連携を図りながら、全県的かつ組織的に不祥事防止に取り組むとともに、不祥事が起きた原因等を調査・分析し、具体的な対策を検討するなど、不祥事の再発防止に向けて、粘り強く、あらゆる知恵を出しながら、取り組んでまいりたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、引き続き、御指導、御鞭撻のほど、よろしく申し上げます。

これから先は座って説明させていただきます。

それでは、本日御審議いただきます議案等について御説明申し上げます。

お手元の表紙に文教警察企業常任委員会資料と書いた冊子をお願いいたします。

表紙をおめくりいただき、目次をごらんください。

御審議いただきます議案は、議案第5号「宮崎県育英資金貸与条例の一部を改正する条例」並びに報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」の2件でございます。

次に、議案以外の議会提出報告は、「平成23年度宮崎県繰越明許費繰越計算書」であります。

また、その他の報告事項といたしましては、

「公立学校施設の耐震化の状況について」「県立高校生の就職状況について」並びに「新たな特別支援教育プランの基本的な考え方について」の3件につきまして、担当各課室長が説明させていただきます。

その後、私のほうから、6月1日にありました議長からの「教職員不祥事の再発防止を求める申入れ」に対する回答をさせていただきますとともに、教職員課長が「教職員に係るコンプライアンス推進の取り組み」につきまして説明をいたします。

御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○西村委員長 教育長の概要説明が終了いたしました。

次に、議案等に関する説明を求めます。

○入倉財務福利課長 文教警察企業常任委員会資料、1ページをごらんください。

議案第5号「宮崎県育英資金貸与条例の一部を改正する条例について」であります。

まず、1の改正の理由ですが、育英資金の貸与額は、現在、学校等の区分ごとに定額としておりますが、生徒や保護者からは、現行の額よりも低い額の要望がありますことから、現行の額を上限とする選択制を導入するとともに、貸与の停止または休止についての要件をより明確にするため、所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正案の概要についてであります。が、(1)育英資金の貸与額については、現行の額を超えない範囲内において規則で定める額から選択できるように改めるものです。選択できる貸与額につきましては、現行の貸与額に加え、おおむね現行の2分の1の額、おおむね現行の4分の3の額の3段階を設定したいと考えております。

(2) 育英資金の貸与の停止または休止の要件については、より具体的な記述に改めるものであります。

次に、3の施行期日であります、平成25年4月1日を予定しております。

説明につきましては以上であります。よろしくお願いいたします。

○川島教職員課長 教職員課関係につきまして御説明申し上げます。

お手元の平成24年6月定例県議会提出議案の冊子をごらんいただきたいと思っております。27ページをお開きください。

報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」であります。

「平成23年度宮崎県一般会計補正予算第7号」ですが、内容につきましては、32ページをごらんください。

歳出予算のうち教育委員会に関するものが、下から2段目、(款)10教育費、その右の(項)1教育総務費につきまして、補正額の欄の5,791万1,000円を、平成23年度の退職手当支給額の確定に伴いまして、3月30日付の知事の専決処分により増額を行っております。

増額の理由ですが、勸奨退職者が2月補正時点での見込みを上回ったことにより、最終的に増額が必要となったものであります。

今後は、専決処分による増額補正を行うことのないよう、予算額の算定に努めてまいります。

教職員課は以上でございます。

○西村委員長 議案に関する執行部の説明が終了しました。議案についての質疑はありませんか。

○蓬原委員 専決ですけど、増額補正、退職勸奨ということでしたが、何名、どういう内訳でしょうか。

○川島教職員課長 勸奨退職者につきましては、2月補正の算定を行いました以降に、6名勸奨退職者の希望がふえまして増加しております。さらに詳しく申し上げますと、一方で普通退職の希望者が6名減っております、結局、勸奨退職者のほうが退職手当の金額が多いものから、差し引き、先ほどの5,791万1,000円の増額になったということでございます。以上であります。

○蓬原委員 6名で5,791万1,000円、6名のプラマイ、人間的には数は一緒ですよ。それで5,791万1,000円の増加になったということは、勸奨、いわゆる早くおやめになったということによって、一人頭1,000万近く増加したということですか。

○川島教職員課長 普通退職の場合ですと、支給額が最高でも1,500万程度という状況でございます。勸奨退職の場合は、平均で約2,600万というふうな数字になっておりまして、その差額分が今回の増加になったということでございます。

○蓬原委員 約1,000万、今の数字でいくと1,100万違いますよね。その勸奨というのは、普通退職の何年前とかで違いがあるんですか。給料表を見ればわかるんでしょうけど、その決まりが、ちょっと今ないので、わかりやすく教えてください。

○川島教職員課長 勸奨につきましては、年度内に退職の希望を募ります。条件としましては、勤続25年以上というふうな要件がございまして、それに当てはまる方の場合には、それを認めて勸奨退職ということになっております。

○蓬原委員 例えば、具体的に6名ですから、大きな数字じゃないので、ちょっとわかりやすく教えてほしいんですけど、当然基準の25年はクリアされているんでしょうけれども、普通退職

に比べて何年ぐらい前におやめになった結果が、この一人頭1,000万近い退職金の割り増しというか、そういうことになっているのかということをおやめをちょっとわかりやすく教えていただくとありがたいんですけど。

○川島教職員課長 実際に勧奨退職でおやめになる方は50代後半、感覚的なことで申し上げますけれども、大体そういう年代が多いと思います。実際におやめになった方がそういう方であったということです。予算の見積もりの際には、普通退職と申しますか、若い人もいろんな事情で、結婚であるとか、やめたりいたしますので、見積もり上は普通退職者の見込みもするわけですが、そこがちょっと普通退職を多めに見ていまして、勧奨退職者のほうは少し少な目に見ていたために、こういう形になったということです。

○蓬原委員 退職勧奨、昔でいえば肩たたきのことじゃないですか。

○川島教職員課長 勧奨退職につきましては、本人の希望に基づくものでございます。やはり職員の若返りと申しますか、そういう意味で、早くやめたい希望の方がいた場合には、それを促進する意味で、そういう勧奨退職制度がございます。

○蓬原委員 言うならば自己都合ですか。自己都合でおやめになるということですか。形としては。それにはそれだけの割り増しがあるということですか。今この長寿社会の中で、どちらかという、定年延長しなければいけないというような流れの時代において、今、若返りという言葉も確かにありましたけど——ちょっときょうは声の通りが悪いので聞きづらくかもしれませんが、そういう中で、ちょっとまだ我々もあとまた後日いろいろと議論しな

いといけないと思うんですけど——6名の増減で結果的にプラマイゼロの中で1人1,000万という数字には、ちょっと割り増しが大いんじゃないかなと直感的に思ったので、今この議論、質問をしてるんですが、肩たたきでないなら自主退職ということですか。その確認をちょっと。

○川島教職員課長 本人の希望を聴取しますが、最終的には勧奨退職制度ということではございまして、その希望を認めて、要件に合う場合には、勧奨退職という形で処理をしております。

説明が不十分で大変申しわけございません。先ほども少し申しましたけれども、予算の見積もりの話でございまして、最初、若手の方の退職、要するに普通退職ということになりますが、そこをちょっと多く見積もり過ぎました。一方で、希望による勧奨退職者を少な目に見積もっていたものですから、当初の予算の段階でちょっと予算の不足が生じたということがございます。

○外山委員 関連で、一般企業であれば、いわゆる早期退職ということになりますよね。早期退職、いろんな事情でもって。勧奨退職というのは、どういう意味合いにとつたらいいですか。勧奨退職というのは、どういう意味なんですかね。言葉の意味、どういうふうにとつたらいいですか、勧奨退職というのは。

○川島教職員課長 勧奨希望退職の取扱要領の趣旨のところを少し申し上げますけれども、「教職員の更新を促進し、もって人事の刷新を図るため」ということでやっているということです。

○外山委員 ということは、平たく言えば、組織、学校側の都合でやめてもらったというふうには解釈していいんですか。そうじゃないんです

か。自主的なんだけれども、そうじゃないんですか。

○川島教職員課長 基本的に定年制度がございますので、定年までは勤めることができるところを、当然本人の希望ということもございますが、早めに、いわゆる早期に退職していただいたということがございます。

○外山委員 わかりました。了解です。

○蓬原委員 直感的にあれと思ったのは、早期退職勧奨制度というのは、例えばリストラも含めて、組織の都合によっておやめいただく場合ですよ、希望退職でもいいんですけど。そういう場合は、組織の都合だから、そこには一般企業の場合は当然割り増しがあったりするわけですよ。ところが、自己都合というのは、いろんな都合があるわけですよ。嫌になったとか、モチベーションが下がってこの仕事は続けられないとかあるわけですよ。その場合に割り増しをやるというのは、民間の企業感覚ではないなというのを直感的に感じたので、しかも6人やめて、6人早期退職者がいて6,000万だから、1人1,000万も上乘せがあるということに、今、少し説明がありましたね、年代の見積もりが違ったということがわかったから6,000万という、それにしても大きいなというのを感しましたので、後日でいいですから、その細かい内訳を勉強しますから下さい。

○川島教職員課長 委員、済みません。私の説明が最初非常に不十分で申しわけありませんでしたが、やはり勧奨制度というのは、基本的に組織としておやめいただくという制度であることを申し添えておきます。よろしく願いいたします。

○太田委員 退職勧奨というのは、県の場合は50歳以降という設定か何かありますがね、年齢的

には。

○川島教職員課長 要件といたしましては、勤続年数25年以上というものが一つございます。それから、もう一つの要件としまして、ある一定の職員につきましては、例えば3月31日の現在年齢が50歳以上かつ勤続年数10年以上の者とか、そういう要件もございます。

○太田委員 50歳以上というのは、基本的にそれは勧奨の年齢としてはあるんですよ。50歳以上が条件なんでしょう。

○川島教職員課長 今、取扱要領を確認しておりますけれども、勤続年数25年以上というのが条件になっております。しかしながら、実際のところは、最初の採用された年齢から、いろいろございますけれども、大体50代が多くなって来るのではないかと考えております。

○太田委員 育英資金の貸与条例についてお伺いしたいと思いますが、「現行の額よりも低い額の要望があることから」というふうに理由が書いてありますけど、この要望はどのように把握されたのか。何かアンケートをとってやったのか。それか、現場のほうからそういう声が多いんだよねということなのか。要望のとり方、どうでしょうか。

○入倉財務福利課長 生徒や保護者からの現行の額よりも低い額の要望があるというのは、どういった方面からの要望かということですが、当方でアンケートというのはとっておりませんが、実際に問い合わせ等にそういうのが多い。この背景といたしましては、平成22年度から公立高校の授業料が無償化になったと、また、私立学校においても同様の措置がとられたということが原因として挙げられるのではないかと考えております。

○太田委員 実は、授業料が無料化になったと

いうのもあるのかなと確かに思いました。借る側というのは、基本的により多く借ろうという気持ちもあるわけですよ、借る側は。えてしてそうなりがちなんです。しかし、適正な借り方をさせたいなという、こっち側のいわゆる事務局から見た場合に、いいのかなと思ったりするときに、やっぱり適正な額で借りてほしいなというのもあると思いますので、私としては、3段階を設けてあるということは、かえっていいのではないかなという思いがあるんですよ。余計に借り過ぎるというのも、その人たちを窮地に追い込む可能性もあるものですから、そういう意味ではよかったのかなと思いますが、わかりました。要望として、どういうふうに捉えられたのかなと思って、そういうきちとしたものあればいいと思いますので、わかりました。適正な貸し方をすることをぜひ努めていただきたいと思っています。

○横田委員 私も全く同じ意見なんですけど、一定額ということになれば、どうしても必要以上に借りることもあると思うんですよ。でも、余った分は、絶対ほかの例えば遊興費とか、そんなふうに使ってしまったりすると思うんですよ。でも、将来は償還の負担になってくるということですよ。今の償還もなかなかうまくいっていないということもあると思いますので、本当に必要な額を選択できるというのは、非常にいいことじゃないかなと思いますので、ぜひこういう形でやっていただきたいと思います。

○新見委員 関連して育英資金の件ですが、育英資金の貸与の停止・休止の要件、より具体的な記述に今後変えていかれる手順をとっていかれるみたいですが、今の要件はどうなっているんでしょうか。

○入倉財務福利課長 停止・休止の要件につい

てであります。取り扱いとしては、現在も今後も変わることはございません。今回行います改正によりまして、より具体的な記述に改めるということだけでして、取り扱いそのものについては変更はございません。以上です。

○新見委員 規定の表現が変わってくるだけですか。

○入倉財務福利課長 平成24年6月定例県議会提出議案の15ページをお開きいただきたいと思っております。そちらのほうに、議案第5号といたしまして、改正前の条文と改正後の条文を上げております。この中で、左側の改正前ですけれども、第7条の(3)また(4)におきまして、「学校を卒業する見込みがなくなったとき」「その他育成資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき」という形の記述になっておりましたけれども、これをより具体的に「休学したとき」「連続する1月以上の欠席をしたとき」、さらに「進級できなかったとき」、その他というような形で、具体的な記述に変えたということでございます。

○新見委員 わかりました。

○太田委員 今回の15ページの改正後の中で、説明もあったんですが、停止と休止というのがありますけど、停止と休止の違いをもう一回説明してください。

○入倉財務福利課長 停止と休止でございますけれども、この場合の停止につきましては、すなわち貸与をやめるということでございます。休止につきましては、貸与を一時的に休むというようなことでございます。

○太田委員 ということで、15ページの停止の中に、休学とか進級できなかったときとかありますよね。そして、同じく休止のほうにも、休学したときとか進級できなかったときと、同じ

テーマのものが入っているわけですが、この人の場合はやめたほうがいい、もしくは同じ休学でもやめたほうがいい、それとも一時的にやめたほうがいいという、その判断はどうされるんですか。内容は同じですよ。この人の場合はやめさせる、この人の場合は一時的にとめるとかいう、休学と同じですから、どうですか。

○入倉財務福利課長 停止の場合の要件ですが、特段意味なくといいますか、そういった形での例えば休学等についてとそうじゃない場合、例えば病気とか経済的な理由とか、そういった特段の理由があるときにつきましては休学を認める、そうじゃなく、単に例えば怠学というんですか、怠け学ですけども、そういった部分については認めないというような形で考えております。

○太田委員 退学となると、もう学校を去ったわけですから、完全停止ということだろうと思いますが、休学といった場合は、まだ籍を置いたままですから、この人は完全にやめさせる、一時的にやめるというのがちょっとわかりづらいかかと、休学という言葉で言う。

○入倉財務福利課長 同じ音でございまして、退学、いわゆる学校を去るという退学ではございませんで、申しわけありません、怠ける学の怠学という意味で使わせていただきました。

○太田委員 そういう内容の違いが休学の中にあるということですね。そういうのを判断されてやるということですね。なるほど、わかりました。

○西村委員長 よろしいでしょうか。ないようですので、次に、報告事項に関する説明を求めます。

○入倉財務福利課長 財務福利課関係について御説明申し上げます。

平成23年度からの繰越明許費について、繰越額が確定しましたので、御報告いたします。

平成24年6月定例県議会提出報告書の青のインデックスの別紙3のところからになりますが、ページでいいますと、13ページをお願いいたします。

平成23年度繰越明許費繰越計算書の下から3行目にあります「県立学校耐震対策事業」であります。

これは、平成23年11月議会において、補正予算として認めていただきました赤江まつばら支援学校及びみやざき中央支援学校3棟の耐震補強工事等に係る事業費について、国からの交付金の予算内示の関係により、工期が不足することとなったため、繰り越したものであります。

繰越額につきましては、翌年度繰越額の欄にあります5,600万2,000円であります。

財務福利課からは以上であります。引き続き、その下の行を生涯学習課が説明いたします。

○津曲生涯学習課長 生涯学習課でございます。

ただいまの財務福利課、県立学校耐震対策事業の下の行であります。「県立図書館空調設備整備事業」でございます。

これは、昨年の6月議会におきまして、補正予算として認めていただきました県立図書館の空調設備の更新工事に係る事業費につきまして、空調機器の設計や製作に日時を要し、工期が不足することから、ことし2月の議会で繰り越しをお願いしていたものでございます。

繰り越し確定額は、表の中ほど、翌年度繰越額にございます1億円でございます。

現在、県土整備部のほうで、この工事の入札業務を進めており、6月26日に開札予定となっております。入札結果によりましては、多少の残額が出る場合もございます。残額は、不用額

として県の一般会計に返納することとなります。
よろしく申し上げます。

生涯学習課は以上でございます。

○西村委員長 報告事項に関する執行部の説明が終了しました。報告事項についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

まず、公立学校耐震化の状況について外2件の説明を求めます。

○入倉財務福利課長 財務福利課関係について御説明申し上げます。

常任委員会資料の2ページをお願いいたします。

公立学校施設の耐震化の状況についてであります。

本県における公立学校施設の耐震化につきましては、計画的に推進しているところであります。全国の耐震化の状況につきましては、文部科学省のデータ公表が例年8月になりますことから、本県分についてのみ御説明いたします。

それでは、表をごらんください。

県立学校におきましては、対象となる建物の総数、A欄、対象棟数629棟に対しまして、B欄、耐震対策済棟数は589棟であり、耐震化率は93.6%、前年度比プラス2ポイントとなっております。

市町村立小中学校につきましては、精査中のため暫定値ではありますが、対象となる建物の総数、A欄、対象棟数1,722棟に対しまして、B欄、耐震対策済棟数は1,505棟であり、耐震化率は87.4%、前年度比プラス5.1ポイントとなっております。

なお、公立学校の耐震化は、平成27年度まで

に完了することとされておりますが、県立学校においては、平成25年度に完了するよう計画を前倒しして進めております。

財務福利課からは以上であります。

○西立野学校政策課長 常任委員会資料の3ページをお開きください。

県立高校生の就職状況につきまして御説明させていただきます。

1の平成24年3月31日現在の就職決定状況の表をごらんください。

まず、左側の平成23年度、平成24年3月卒業の卒業者の人数は、一番上の段にゴシックの太文字で示しておりますように、男女合計で7,632人であります。

次に、その下の段にあります就職希望者数は、県内希望者1,294人、県外希望者1,083人、合計2,377人でありました。

次に、その下の段をごらんください。就職決定者数であります。県内は1,338人、県外は1,000人であり、合計は2,338人であります。

さらに、一番下の段にありますように、就職決定率であります。県内の就職決定率は103.4%、県外の就職決定率は92.3%となっており、全体の決定率は98.4%であります。

また、就職決定率の右側をごらんいただきますと、平成22年度及び平成21年度の過去2年分の就職決定率が示してあります。平成22年度と比較しますと、97.2%でありましたので、1.2ポイントの上昇、また、平成21年度と比較しますと、95.1%でありましたので、3.3ポイントの上昇となっております。

なお、県内の就職決定率が100%を超えておりますが、これは、当初、県外就職を希望していた生徒が、最終的には県内で就職が決定したためであります。

次に、2の過去の就職内定状況との比較のグラフをごらんください。

9月末から3月末までの内定状況を3カ年分折れ線グラフで示しております。平成23年度につきましては、9月末には既に40%を超えており、平成22年度、21年度と比べましても、早い時期から内定率が高い状態で推移しており、3月末現在の就職決定率としては、記録の残る平成8年度以降、最も高い数値となりました。全国的に厳しい経済状況が継続している中で、高校生の採用に対し、県内の企業から例年以上に御協力をいただいた結果であると考えております。

なお、ことし3月卒業の3月末時点での就職未決定者は39人ですが、卒業後も各学校の進路指導部や進路対策専門員を中心に、ハローワーク等の関係機関とも緊密な連携をとりながら、就職決定に向けた個別の支援に努めているところであります。

県教育委員会では、今後も就職未決定者の追跡調査を行いながら、6月末までの動向につきましては、7月予定の常任委員会において報告させていただく予定であります。説明は以上であります。

○武富特別支援教育室長 文教常任委員会資料の4ページ、折り込みになっておりますが、A3判の資料をごらんください。

新たな特別支援教育プランの基本的な考え方(案)についてであります。

この新たな特別支援教育プランにつきましては、4月の文教常任委員会におきまして、「新みやぎき特別支援教育プラン(仮称)」策定委員会から提言をいただいた経緯や提言の概要、今後の予定について御説明したところでございますが、本日は、その基本的な考え方(案)につい

て資料にまとめましたので、御説明させていただきます。

まず、資料の一番左上の枠、「これまでのプランと施策の柱」をごらんください。そこにありますように、本県では、平成18年3月に「みやぎき特別支援教育プラン」を策定し、その下、中ほどの「●具体的な施策の柱」にあります7つの柱のもとに、特別支援教育の推進を図ってまいりました。

また、その下の枠にあります「宮崎県特別支援学校総合整備計画」を、今御説明いたしましたプランの指針に基づき、平成21年3月に策定し、高等部設置や延岡しろやま支援学校の開校など、特別支援学校の教育環境の整備に取り組んでまいりました。

次に、その右下の枠、「国の動向」をごらんください。現在、国におきましては、「障がい者の権利に関する条約」の批准に向けた検討の中で、特別支援教育につきましては、中央教育審議会に「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」を設置し、インクルーシブ教育システムの構築へ向けての特別支援教育の推進のあり方につきまして検討が進められております。

このような国の動向と御説明いたしましたこれまでの取り組みの成果を踏まえ、その上の枠になります。本県の「今後推進すべき事項」を取りまとめております。大きくは3点ございまして、一番上の枠囲みに示しております「支援体制の整備」、中段に示しております「教育環境の充実」、そして下段に示しております「共生社会への取組」であります。

これらに対応した施策の方向性につきましては、その右側、図の中央にあります「第二次宮崎県教育振興基本計画」におきまして、既にお示ししたところでございます。

今回のプランにつきましては、前回御説明させていただきましたように、この「第二次宮崎県教育振興基本計画」の実行プランとして位置づけており、策定委員会からいただきました提言も踏まえまして、現在、具体的な取り組みを検討しているところでございます。

また、検討するに当たりましては、その目指すべきところを明確にするために、資料右から2つ目の列の一番上の枠になりますが、「目指すべきビジョン」を3つ立てまして、それぞれのビジョンに沿って施策の構築を図っていくこととしております。

それでは、それぞれのビジョンと取り組みを整理するための「6つの施策の柱」について御説明いたします。

まず、一番上にありますビジョン1ですが、内容にありますように、乳幼児期から自立するまでのライフステージに応じた一貫した支援システムの構築を目指すことを目標に、「一人一人を見守りつづける」としております。

そのための施策の柱として、その右側に、「1 乳幼児期からの育ちを支える広がりのある連携の充実」、その下、「2 チャレンジの意欲を形にする自立支援」としております。

まず、1の「乳幼児期からの育ちを支える広がりのある連携の充実」におきましては、できるだけ早い時期からの支援を行うための幼稚園・保育所、関係機関等と連携した支援体制づくりの推進や、そのための成長の様子や支援内容を記録した「相談支援ファイル」の活用と全県的な普及に向けた取り組み等について検討しております。

2の「チャレンジの意欲を形にする自立支援」におきましては、地域社会での自立に向けて、キャリア教育の一層の充実や企業や福祉機関等

との連携強化により、さらなる自立支援を図りたいと考えております。

次に、ビジョン2ですが、内容にありますように、障がいのある子供たちの多様なニーズに応じた教育と、その実現のための高い専門性を身につけた人材を育成するシステムの構築を目指すことを目標に、「多様な学びをささえる」としております。

そのための施策の柱として、その右側に、「3 個性を輝かせる教育・支援システムの構築」、その下、「4 確かな成長と可能性を追求する専門性の育成」としております。

3の「個性を輝かせる教育・支援システムの構築」におきましては、幼稚園・保育所、小中学校から高等学校まで、それぞれの地域でより一貫性のある指導や支援の充実を図るため、特別支援学校のセンター的機能の充実を図りながら、各学校間や関係機関との連携を強化した新たな支援体制の構築を図りたいと考えております。

4の「確かな成長と可能性を追求する専門性の育成」におきましては、知識や情報の伝達型の研修から、OJTを含めた課題解決型の研修へと転換し、指導や支援に当たる教職員の指導力の向上を図りたいと考えております。

次に、ビジョン3ですが、内容にありますように、障がいのある子供たちが、地域社会へ参加するための環境の整備と共生社会へ向けた県民意識の醸成を目指すことを目標に、「社会との絆をつなぐ」としております。

そのための施策の柱として、その右側に、「5 安らぎと創造性のある教育環境の実現」、その下、「6 県民みんなで支えあう共生社会の推進」としております。

5の「安らぎと創造性のある教育環境の実現」

におきましては、将来の生活の基盤となる地域社会への参加を推進するために、学校や地域の環境はどうあるべきかを、安全な教育環境としての防災に関する内容も含めまして検討しております。

また、6の「県民みんなで支えあう共生社会の推進」におきましては、理解啓発につきましては、これまでも取り組んでまいりましたが、1から5の施策の柱を効果的に推進していくためには、社会全体へのさらなる理解啓発が必要であると考えておりますので、広報の方法でありますとか、関係機関や企業との連携のあり方などについて、工夫・改善を図ってまいりたいと考えております。

以上、御説明いたしました3つのビジョンと6つの施策の柱に基づく具体的な取り組みを進めることにより、資料の右側、一番上にあります「子ども一人一人の学びのニーズに応じた質の高い教育支援システムの構築」を目指してまいりたいと考えております。

本プランの策定に当たりましては、この5月に、県内すべての幼稚園、保育所、認定こども園、小・中・県立学校の校長、副校長、教頭、また、すべての特別支援学校と小・中・県立高等学校の抽出校29校の教員と保護者約9,000人を対象にアンケート調査を行い、現在、その集計を行っているところでございます。また、そのほか、21の障がい者団体等関係機関の方々へのヒアリングを実施するなど、幅広く御意見を伺っているところでございます。

最後に、本プラン策定のスケジュール案についてでございます。

まず、プランの素案ができました段階で、本常任委員会で御説明をさせていただき、その後、パブリックコメントを実施いたします。次いで、

パブリックコメントの結果報告と最終的なプラン案を御説明させていただきます。最後に、県教育委員会において協議、決定していただきまして、本年度下半期に公表したいと考えております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○西村委員長 以上で3件のその他の報告事項に関する執行部の説明が終わりました。その他の報告事項についての質疑はございませんか。

○横田委員 新たな特別支援教育プランについてちょっとお尋ねしたいんですけど、これまで例えば発達障がいを持った子供たちとかを受け入れるのは、私立高校が特別コースみたいなのをつくってやっておりますよね。県立高校では、入学試験という選抜の制度があるから、それをクリアしていかないと進学できないということ、なかなか難しいというようなことだったと思うんです。でも、発達障がいの子供たちは、例えば人づき合いがうまくいかない子がいたとしても、学力はちゃんと人並みの学力を備えている子がいっぱいいると思うんですよ。そういう生徒たちが、選抜試験をクリアして入学することもあると思うんですよ。それは大いに結構なことだと思うんですけど、ただ、高校側にそういう生徒をサポートする体制、支援システムができているのか、また、今後どんなふうにそれをしていこうと考えておられるのか、そこらあたりをちょっとお聞きしたいんですけど。

○武富特別支援教育室長 まず、体制整備の件につきましては、初めに、小中学校のほうを整備いたしまして、高等学校は若干その後ということになりまして、状況的には少しおくらせているかと思えます。しかし、すべての高等学校等にコーディネーターを配置しまして、研修等も

行いまして、体制はキャッチアップしているというふうに思っております。ただ、今、議員から御指摘のありましたように、今現在、大きな課題となっておりますのは、中高からのつなぎというところで、特に入試の段階でどう配慮するか、それから入った後の一番最初の初年度はなかなか難しい問題がございまして、そこをどう支援するかということが大きな課題の一つとなっております。今回のプランにおきましては、その中高の連携を強化したいというふうに考えております。また、中高だけではなくて、小中という全部つなぎの部分の連携がなかなか難しいところがございまして、そのあたりも全部つながるようなところを整備していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○横田委員 これまでいろいろと御努力いただきまして、小学校、中学校では、かなりサポート体制ができてきたと思うんですよね。ただ、高校がまだまだだと思いますので、せっかく入学できたそういった子供たちが、孤立したりとかすることのないように、それとか周りの子供たちから疎外されるようなことがないように、しっかりとしたサポート体制を築いていってほしいなと思います。

○武富特別支援教育室長 今の御意見を貴重な意見と受けとめまして、整備してまいりたいと思います。

○横田委員 じゃ就職状況についてちょっとお尋ねしたいんですけど、非常にいい結果が出てきたなと思うんですけど、100%を超えているのが、県外に通っていたのが県内に通ったからということだった、そういう説明だったと思うんですけど、県外に通って県内に行く場合は、県外の方は外さないとおかしいんじゃないかと思うんですけど、数字的に、何か非常に、1人の子

が何回もカウントされるということになると思いますので、何か違うような気がするんですけど。

○西立野学校政策課長 この集計ではダブルカウントはございません。それで、文部科学省の調査集計法上、最初の就職希望調査の段階で、県外希望か県内希望かを登録されます。それは固定されます。そして、その後、県外での就職を希望していた生徒が、県外に就職せず、あるいはできずに、県内に就職が決定した場合でも、当初の県外での就職希望者としてカウントされて、県内での就職希望者としてはカウントされませんので、計算上、もともとの県内就職希望者数としての分母の数はふえないまま、県内就職決定者として分子のほうはふえます。その分、100%を超えます。例えば、資料を見ていただきますと、ことし県内決定率は103.4%、県外は92.3%、平成21年度を見ていただきますと、両方どちらも100%を超えておりません。このときは、県外も県内も就職状況が厳しかったと。教育長の議会での答弁でもありましたように、関係者が危機感を持って県内企業等を訪問して要請を何回も行っていきます。そういう中で、早い段階で就職の求めを出してもらったりして、県内求人が若干ふえた傾向があります。そういうことが影響してございまして、ダブルカウントはされてございません。

○横田委員 わかりました。

○蓬原委員 就職ですが、この前の報道でしたかね、先進国に共通の若者に就職がないというような状況がやはり出てきているようで、韓国は恐暇族ですかね、暇を恐れる、何かそういう現象が出てきているようですね。日本の場合だと思っておりますが、若者が就職がなくて、将来をはかなんで自殺するケースがかなり出てきてい

るという、それが150人とも何とも、2007年の2.5倍とか、そういう数字を見たように思っています。それはちゃんと調べればわかることでしょうけど。非常に若者がせっかく頑張って学校を出て、仕事がなく夢と希望が持たなくて、その結果、自分の命を絶ってしまうという、こういう現象が今日本の社会に——それは日本だけじゃないようですけれども——起きているということは、これは本当に危惧すべきことだなんて思っています、これは教育委員会の責任だというわけじゃなくて、政治の責任もあればいろんな社会の責任、いろいろあると思うんです。若者の就職支援ということについては、せっかく教育してきた、立派な社会人、産業人に育てていくためにやる教育なわけですから、そのところをしっかりと、さらに、これのまだ39名、3月末で決まっていなかった人がいるわけで、確かに高い率だとは思っています。この不景気の中で、よく頑張っていたらいるなど。ついこの前も都城で都城圏域産学官交流会というのがある、私も出ましたけど、各学校、これは一部曾於市の高校、末吉高校、岩川高校も入っているんですが、各学校の校長先生方、進路指導の先生方が来られて、本当にユニークでおもしろい説明をされて、「とにかくうちの子は頑張っているから、ちゃんと育てるからよろしく」というようなことがあって、あれはあれで非常にいいなと思ったんです。だから、これは要望みたいなことにはなりますけど、このことについては、教育委員会のみならず、国のハローワークとか、それから総合政策部だとか商工観光労働部等と横断的に強い連携を持っていただいて、これは全員100数%、ダブルカウントしてでも100数%になるぐらいの数字を出すところまで頑張っていたらいいなということ強く要望しておき

たいと思います。よろしく願いしておきます。我々も頑張っています。

○西村委員長 ほかにないでしょうか。

それでは、3件の報告事項については、これで終わりたいと思います。

残り1件のその他報告事項に関する説明を求めます。

○飛田教育長 冊子が変わりまして、別添資料と左隅に書いた資料で、タイトルは文教警察企業常任委員会資料と書いてありまして同じですが、別添資料と書いてある資料をごらんくださいませ。

資料の1ページをお開きください。

議長からの「教職員不祥事の再発防止を求める申入れ」への回答についてでございます。

まず、「議長からの申入れの概要」を、その四角囲みにありますように、まとめさせていただいたところですが、「教職員に対するこれまでの指導の状況」「不祥事の発生に対する私の見解」「児童生徒や保護者への対応」「教職員不祥事に対する私の関わり方」「教職員の採用のあり方」、そして「今後、不祥事防止については、不退転の決意で取り組むこと」などの申し入れをいただきました。この申し入れを真摯に受けとめさせていただいているところであります。

それでは、「申入れへの回答」を説明させていただきますが、回答につきましては、申し入れの内容を6つの区分で整理させていただきました。作成いたしました。

まず、1の「教職員への不祥事防止に係るこれまでの指導」についてでございますが、(1)にありますように、毎年度の会議で、各校長や市町村の教育委員長、教育長に対し、校内研修の充実や教職員の綱紀保持等について、繰り返し指導の徹底を指示あるいは要請するととも

に、実際の各種研修に参加する教職員に対しまして、直接の指導を行ってきているところであり、また、(2)についてですが、県立学校長に対しましては、長期休業前の定期的な通知のほか、懲戒処分に伴い、綱紀保持や服務規律遵守等の指導徹底を求める緊急の通知を出すとともに、市町村教育委員会に対しましても、県立学校と同様に、取り組んでいただくよう要請を行ってきているところでもあります。

(3)についてですが、平成23年度以降の新たな取り組みとして、秋の全国交通安全運動期間等において、各学校で、交通事故・違反防止についての具体的な取り組みの実施を要請するとともに、新規採用教職員に対しまして、任用時に「服務宣誓書」の提出を求めるなど、教職員としての規範意識、倫理意識の高揚が図られるよう努めてきたところでもあります。

2ページをお開きください。

次に、2の「繰り返し不祥事が発生していることについての見解」でございます。

教職員の不祥事が後を絶たないということは、児童生徒や保護者、さらには県民の皆様の信頼を著しく損なうものであり、痛恨のきわみであり、ざんきにたえない思いであります。そのような危機感が教職員一人一人に届いていなかったということであり、これまでの取り組みでは十分でなかったことを深く反省いたしております。どこに問題があったのか、これまでの取り組みについて検証するとともに、不祥事が発生した原因等の調査・分析を行って、今後の対策に生かしていかなければならないと決意をいたしているところでもあります。

次に、3の「児童生徒及び保護者への学校の対応」でございますが、(1)児童生徒等への説明

ですが、ある学校で不祥事が発生し、児童生徒や保護者への説明が必要な場合には、不祥事が起きた事実やその後の対応等について、丁寧に説明しているところでもあります。

また、(2)児童生徒の心のケアについてですが、不祥事が起こりますと、児童生徒への精神的な影響が心配されますことから、注意深く監察していくとともに、心のケアが必要であると判断した場合には、速やかに担任や養護教諭等が対応できる体制を確立し、さらには、必要に応じて、専門家によるカウンセリング等を実施いたしているところでもあります。

次に、4の「教育長の主体的な対応」についてでございますが、不祥事への対応につきましては、どの場合でも常に私が指揮をしているところであり、特に組織全体への指導を徹底する必要がある場合や、仮に組織を揺るがすような重大事案が発生した場合には、私が前面に立って対応することとしております。

次に、5の「教員採用のあり方」でございますが、これまでも教員採用選考試験におきましては、個人面接、場面指導、場面指導というのは、具体的には、学校内で起こり得る生徒とのかかわり、そういうような場面を設定して、その場面でどのような言葉がけをするのか、指導をするのが適切か、受験者に具体的な発言等を求め、生徒指導力を見ることや、さらには、集団討論、模擬的な授業の試験を実施し、受験者1人当たり、民間の方や臨床心理士の方を含む10人以上の試験官により、教育者としての使命感、人間性、実践的指導力等を重点に評価を行ってきたところでもあります。今後とも、人物評価を一層重視した選考試験を行えるよう、試験内容や方法について、一層の改善を図ってまいりたいと考えております。

最後に、6の「不祥事防止に関する今後の取組」についてであります。①の早速実施したことであります。6月7日には、緊急県立学校長会を招集し、危機感をしっかり持って指導に当たること、風通しのよい、相談しやすい職場づくりに努めることなどを強く訴え、さらに、私の思いを記したメッセージをつけて、県立学校の全教職員にコンプライアンスの一斉点検の実施を指示するとともに、市町村教育委員会に対しましても、同様の取り組みを要請したところでもあります。また、6月13日、14日には、県と市町村の教育委員会が共催し、県内各地区で緊急の小中学校長会を実施しております。

今後の取り組みといたしましては、②のところになります。全県的かつ組織的な取り組みを推進するため、各市町村教育委員会と相談し、県及び市町村の教育委員会等で構成するコンプライアンスの推進組織を、7月をめぐりに新たに立ち上げるとともに、各学校が主体的に取り組む、ボトムアップ的な取り組みがなされるような体制の整備を図っていきたくと考えております。

さらに、③の具体的な対策検討・推進についてですが、このような新たな推進体制のもと、不祥事の発生原因等の調査・分析を行い、具体的な対策を検討するとともに、懲戒処分の公表のあり方についても調査研究を行うなど、市町村教育委員会と十分連携を図りながら、不祥事の再発防止に向けて、粘り強くさまざまな対策を検討、推進してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。私の回答と重複するところもございますが、これまでの指導状況など、幾つかの項目の詳細につきまして、引き続き教職員課長が御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○川島教職員課長 では、資料の3ページを引き続きごらんください。

「教職員に係るコンプライアンス推進の取組について」であります。

まず、①の平成21年4月から24年5月までの「本県教職員の懲戒処分の状況」につきまして御説明いたします。

表の下のほうの計の欄ですが、平成21年度は27人、22年度も27人、23年度は26人、24年度は5月末までですけれども、9人、合計で89人の懲戒処分を行っております。また、表の右側の計の欄ですが、免職は合計で11人、停職は6人、減給は19人、戒告は53人となっております。

さらに、下のほうに参りますが、89人の懲戒処分の内訳でございます。①処分内容別では、多い順に交通事故・違反が48人、全体の53.9%となっております。体罰は16人、18%、セクハラ・わいせつ行為は7人、7.9%などとなっております。

②学校種別では、市町村教育委員会の管理監督下にあります小中学校職員が合わせまして65人、全体の73%、県教育委員会の管理監督下にあります県立学校職員が24人、27%となっております。

③性別では、男性が67人、全体の75.3%、女性が22人、24.7%となっております。

④年齢別では、多い順に、30代が29人、全体の32.6%、40歳代は28人、31.5%、50歳代は19人、21.3%などとなっております。

なお、懲戒処分までには至らないような交通事故・違反等につきましても、近年、年200件前後発生しております。これらに対しましても、厳しく注意・指導を行っているところであります。

今後、不祥事の発生いたしました原因等を調

査・分析し、具体的な対策を検討するとともに、市町村教育委員会との連携も一層図りながら取り組んでまいります。

4 ページをお開きください。

次に、2の平成23年4月から24年5月までの「県教育委員会におけるこれまでの主な指導状況」についてであります。

まず、(1)の各種会議における指示・要請がありますが、主要な会議には、教育長が出席いたしまして、各学校長や市町村の教育委員長、教育長に対し、服務規律の指導徹底を指示あるいは要請しております。

次に、(2)の県教育研修センター等における各種研修での直接指導であります。県立学校及び小中学校の初任者研修では、教育長が毎年度講話を行うなど、各種研修で教職員に対し服務規律を直接指導しております。

特に23年8月22日の研修会では、コンプライアンスリーダーである県立学校の事務長を対象といたしまして、コンプライアンス意識やチェック体制等の徹底を指導するとともに、10月4日の研修会では、県立学校のセクハラ相談員を対象といたしまして、その役割についてグループ討議を交えての指導を行っております。

一番下になりますけれども、これらのほかにも、各教育事務所や各市町村教育委員会におきましても、服務研修を実施したり、各学校においても、事例研究等に使えます「服務規律等マニュアル」などを活用して、校内研修等が随時行われております。

次に、5ページのほうをごらんください。

(3)教育長通知の発出についてであります。

定期的な指導通知のほか、懲戒処分に伴い緊急の通知を発出し、重点的な取り組みを要請しております。

例えば、23年11月9日の緊急通知では、懲戒処分の内容を踏まえまして、運転免許の更新期限の確認や、臨時・非常勤講師等に対する新たな服務研修資料を作成し、服務研修や指導の徹底及びこれらの実施報告を要請しております。

また、24年度におきましても、3つの緊急通知を発出しており、部活動手当の適正手続の徹底や教職員への交通違反・事故の報告に係る指導徹底、児童生徒の安全確保等に係る指導徹底などを要請しております。

次に、(4)の従前の取り組みに加えましての新たな取り組みの実施についてであります。

①は、公表基準を改正し、刑事事件に限らず重大な事案で懲戒免職を行った場合には、原則として氏名等を公表することとしております。

②は、「服務規律等マニュアル」につきましても、セクハラ相談体制や体罰に係る研修等の記載を充実するなどの改訂を行っております。

③の秋の全国交通安全運動期間における各学校の具体的取り組みといたしましては、自動車学校で運転技術向上のための講習会を受講するなどのさまざまな取り組みが実施されております。

6 ページをお開きください。

④につきましても、③とほぼ同様の取り組みでございます。

⑤及び⑥は、先ほど教育長からも御説明がありました事項でございます。

⑦は、教職員の役割や目標を設定して行っております教職員評価制度につきましても、校長用評価シートに、服務規律に関する取り組みの記入欄を新たに設定いたしまして、取り組みの強化を求めています。

以上のとおり、これまでもいろいろな取り組みを実施してまいりましたが、教職員の不祥事

が依然として後を絶たない状況はまことに遺憾であり、今年度も不祥事防止への取り組みを重点課題としてきたところでございます。

次に、3でございますが、議長申し入れを受けまして、できることは早速実施したところでございます。

6月1日には、県立学校の管理職全員に対し、コンプライアンスの緊急点検の実施を指示しております。

6月5日には、懲戒処分等の事案が多い7校の県立学校長に対し、個別指導を実施しております。さらに、その他の県立学校につきましても、今後、対応することとしております。

6月7日には、緊急県立学校長会を開催などしたほか、教育庁内に内部組織として「県教育委員会コンプライアンス推進委員会」を設置しております。

6月8日には、任意団体でございますが、県立学校長協会や、小中学校長で構成する県校長会が、それぞれ自発的に緊急アピールを決定し、全校長が確認を行っております。

6月11日には、教育庁内の緊急所属長会議を開催しております。

6月13日から14日にかけては、県内各地区で小中学校の緊急校長会を開催しております。

最後になりますが、4の「不祥事防止に関する今後の取組」についてであります。

今後、全県的かつ組織的な取り組みを推進するために、(1)の新たな推進体制の整備を考えております。

具体的には、市町村教育委員会と今後速やかに相談しなければなりません。県及び市町村の教育委員会等で構成する「宮崎県公立学校コンプライアンス推進協議会（仮称）」を7月を目途に立ち上げてまいりたいと考えております。

さらに、推進協議会での合意を得まして、すべての県立学校及び小中学校に、コンプライアンス推進委員会（仮称）の設置及びコンプライアンスリーダーの拡充を図りまして、教職員一人一人の自覚を促し、各学校の主体的な取り組みを推進してまいりたいと考えております。

7ページの図をごらんください。

新たな推進体制に係る現時点での私どもの案でございます。

推進協議会は、会長は県教育長とし、副会長は県教育次長（総括）及び市町村教育長代表、会員は、県教育委員会の教育次長・全課室長等、市町村教育長の団体の役員、県立学校及び小学校・中学校の校長代表の合計32名程度で構成し、必要に応じて外部有識者等の意見を聞くこととしております。なお、事務局は教職員課に置くこととしております。

推進協議会では、図の中ほどにございますが、教職員の不祥事防止及びコンプライアンス推進に係る取り組み方針の策定・推進や、教職員の不祥事の調査・分析、学校における取り組み状況の検証などを行うこととしております。

さらに、推進協議会での合意を得まして、全学校に設置するコンプライアンス推進委員会等のイメージにつきましても、図の下のほうのとおりでございます。

次に、7ページの上のほう、(2)の新たな推進体制のもとでの具体的な対策の検討・推進であります。

現時点で考えられる課題や取り組みといたしまして、①不祥事が発生した原因等の調査・分析と、それを生かした新たな取り組み、②教員採用選考試験における人物評価のさらなる充実、③懲戒処分の公表のあり方について調査研究、④不祥事発生が多い学校への重点的指導及び全

学校への指導強化、⑤サービス及びコンプライアンスに関する研修の充実、⑥サービス規律強化月間の設定と取り組み、⑦風通しのよい職場環境づくりなどを掲げたところであります。

今後、新たな推進体制のもと、市町村教育委員会と十分協議・連携しながら、具体的な対策の検討・推進に努め、危機感が教職員一人一人に届くよう、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○西村委員長 ただいま報告事項に関する執行部の説明が終わりました。どなたからも質疑があるかと思いますが、まず、副委員長より、まとめて質問を行いたいと思います。

○清山副委員長 我々としても、曖昧にすることなく厳正に確認をしていきたいという思いが、議長を初めさまざまな議員にございますので、最初に幾つか質問と確認をさせていただきたいと思うんです。今回、現場の教職員に対する指導監督に当たって、県教育委員会と市町村教育委員会、2つございますけれども、それぞれ県教育委員会としても、市町村立の小中学校の教職員に対しては、市町村教育委員会と並んで指導権限と責任を有しているものと考えてもいいんでしょうか。その辺が非常にちょっと今回わかりにくいと感じましたのでお聞きしたいと思います。

○川島教職員課長 県教育委員会と市町村教育委員会の役割の違いにつきまして申しますと、県教育委員会の場合は、県立学校の教職員に対してサービス監督権を有しております。そういうことですので、県立学校の教職員に対しましては、まず県教育委員会がいろいろ日ごろのサービス指導を行うこととなります。それから、今度は、市町村立の小中学校の教職員に対しましては、市

町村の教育委員会がサービス監督権を有しております。したがって、小中学校の教職員に対しては、市町村教育委員会が常日ごろのサービス監督指導を行うということでございます。しかしながら、一旦懲戒処分を行うこととなりますと、懲戒処分の権限につきましては、県立学校の教職員、それから市町村の小中学校の教職員合わせて、県教育委員会に懲戒権がございまして、その点については、県のほうで処分を行うことになっております。以上であります。

○清山副委員長 懲戒権に関しては県教育委員会ということでしたけれども、その予防に当たっての対策、サービス監督、非常に重要だと思いますので、今回、議長申し入れを受けて早速実施したことで、県立学校長会やこうした県立学校長に対する個別指導等いろいろ並んでおりますけれども、先ほどのデータとして、公立小中学校における懲戒事例というのも非常に多くございます。その点について、責任の所在がややわかりにくくなったりしておりますけれども、ぜひともここは、市町村教育委員会と県教育委員会、一体として責任を感じて、県教育委員会は一生懸命しているけれども、ある地区の教育委員会では、なかなかそうも徹底していないというようなことが生じてはいけないと考えておりますので、その点は要望いたしておきます。

2点目として、先日、5月25日にも、第3回教育委員会の会議が行われまして、この教職員の懲戒処分について会議が開かれておりますけれども、やはり組織の改革において、情報公開というのは一つ大事なポイントかなとは思いますが、こうした教育委員会の会議の内容についても、一部情報は伏せたままにするにしても、透明性を高めるつもりはないかお伺いしたいと思います。

○梅原総務課長 教育委員会の会議としての透明性というようなお尋ねでございますが、教育委員会を開催する場合には、公開できるものにつきましては、公開という形で行っております。個人情報保護が必要なもの、あるいは公開することによって、いろいろな意思の疎通、意見交換とか、そういうものが疎外されるおそれがあるものにつきまして非公開ということで、一定の線引きをして行っているところでございます。以上でございます。

○清山副委員長 それはわかっております。一言、冒頭、「委員長から人事に関するために非公開にしたい旨の提案がなされ、出席委員全員で異議なく決定された」と、その一行のみ記されているんですけれども、我々プライバシーを知りたいわけではなくて、懲戒処分に関して大枠どういった議論がなされているのか、県民初め我々議会としてもよく話がなされるところでございますので、そうした面は一部検討を加えていただければと考えているんですが、その辺に関して何か御見解等あれば。

○梅原総務課長 今、私が申し上げましたのは、懲戒処分に限らず、すべてのことについての一般的な取り扱いについてということで申し上げました。お尋ねの件、いろいろな教育委員会の議題とか、いろんなさまざまなものがございまして、そういう中で、一貫した形で公開に向けてのというようなところが、私たちも常日ごろ考えてはいるところでございますけれども、今までのところ、やはり懲戒処分につきましては、非常に保護を必要とするというような見解で取り扱っているところでございます。今の時点で私が申し上げるのはそういうことでございます。よろしく申し上げます。

○清山副委員長 その点については、問題意識

を持っているということをお伝えいたしておきます。

最後に、確認事項なんですけれども、懲戒処分を受けた方の氏名公表についてでございますが、先ほどの説明によると、新しく設置されるコンプライアンス推進協議会の中において、氏名公表の是非、あり方についても、今後、調査研究を進めていくという報告がありました。もちろん何でもかんでも公表すればいいというわけじゃなくて、メリット、デメリットあると思うんですけれども、例えば、昨年もある停職事例なんか見てみると、7年前に一度、酒気帯び運転で停職を受けられた方が、もう一度、昨年、痴漢行為で停職を受けられていると。そうした一種個別的な事例ではありますけれども、中には、県民感覚を代理して、我々としても、やはりこうした事例でも全く公表されないのはどうかという疑問を抱くような事例も散見されます。先日、知事のほうでも、今のところ、懲戒処分については、氏名を公表して抑制につなげるということは考えていないという見解を表明されましたけれども、コンプライアンス推進協議会においては、その氏名公表のあり方について検討を重ね、場合によっては、公表範囲についても見直す可能性があるという理解でよろしいでしょうか。

○川島教職員課長 懲戒処分における公表基準、特に氏名の公表についてのあり方の御質問でございますが、私どもは、現在の考え方から述べさせていただきますと、懲戒処分につきましては、免職の場合には、その職場、勤務場所から排除するというか、おやめいただくということを目的にしておりますけれども、それ以外の停職であったり減給、戒告というような処分につきましては、職場にとどまる形で職員の非違行

為を戒めまして、公務に邁進させるということが、懲戒処分の本来的な目的かなと思っております。懲戒処分自体が個人に社会的制裁を加えるというところにつきましては、いろいろ慎重に考える必要があろうかなと思っておりまして、現在のところは、氏名等の公表につきましては、事案の重大性等、社会的な影響を考慮しながら、一定の線といたしますか、そういったものがあるかと今のところ考えております。そういうことで、昨年度も少し公表基準については改正をしたところですが、一方では、県民の皆様への説明責任であるとか、不祥事の抑止を図るということもございますけれども、先ほど申し上げたような考え方のもと、昨年度も見直しを行ってきたところでありまして、今後につきましては、先ほど副委員長おっしゃいましたように、今後の推進協議会等で検討していくのかということもございまして、今後、不祥事の未然防止を図る上で、どのような見直しがよいのかということにつきましては、幅広く他県の状況等も調査研究しながら、鋭意検討は進めていきたいというふうに考えております。

○清山副委員長 非常に迂遠な御説明で若干わかりにくかったですけれども、最後のほうで、他県の事例も含めながら、見直しについてあり方を検討していくと、それが回答ということでしょうか。じゃ残りは各委員の質問で。

○横田委員 コンプライアンスの一斉点検ということで、チェック表を教職員に渡されて点検されたということなんですけど、これの集計というのは終わっているんですか。

○川島教職員課長 現在、点検を各学校レベルでしていただいているところです。結果につきましては、各学校から、県立の場合、直接私ど

もですが、小中学校の場合は、市町村教育委員会を經由して、最終的に今月末、28日か29日あたりまでを締め切りにしてございましたので、まだそういう状況でございます。

○横田委員 このチェック表を私は今手元に持っているんですけど、例えば、「一番最初の「わいせつ行為、セクシャルハラスメント等の禁止」の欄の1番ですけど、「自分が教職員であるという自覚を常に持って、わいせつ行為、セクシャルハラスメント等を一切行わないようにしていますか」という問いなんですね。これでバツをつける人はまずいないと思うんですけど、一つの性癖みたいなものだというふうに思うんですけど、果たしてこういう設問で本当の意識が出てくるのかなと非常に不安なんですけど、これも意識づけをさせるという意味では非常に効果はあると思うんですけど、これプラスちょっとほかの教師のいろんな言動とかを見た人がこういう事例もあったとか、そういうのも客観的な目でも出してもらうことも重要じゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○川島教職員課長 今御指摘ありましたコンプライアンスチェック表でございますけれども、これにつきましては、教育長のメッセージも添えて、各教職員一人一人に教育長の思いを含めまして届けたところでございます。各校長から各教職員に対しまして、その趣旨と内容を十分説明した上で書いていただくようお願いしているところであります。そういう意味で、一定の意識づけは図れるのではないかなと思っております。ただ、委員、今御指摘のほかの先生方からのそういった学校におけるいろんな問題点等々につきましても、また各学校長にお願いしまして、そういった意見があれば、この際、広く意見なりそういったものを吸い上げていただ

くようにお願いをしたいと思っております。

○飛田教育長 横田委員がおっしゃったことは、同じような問題意識を持っておりまして、例えば、大きな不祥事があったときに、会社だったら、やっぱり信頼を失ったら倒産するということだってあると思います。これが私立高校だったときは、生徒募集に大きな影響があると思うんですね。そういう意識を職員一人一人が持つということは、結局もう一つの問題点——これはこの前、校長会のときに、私かなり校長に強く言ったんですが——危機意識の持ち方として、学校文化というのをもう一回見直す必要があるんじゃないか。例えば、教師という仕事は、教室の中で1人で授業をするんですね。TT（チームティーチング）でやる時以外は1人なんですね。ですから、ひょっとすると、残念ながら自分たちの同僚間でそういう注意をし合うというような環境が育ちにくい土壌にあるんじゃないかというものを、私たちはきちんと据えておかないといけないんじゃないか。あるいは、校長の危機意識としても、そういう風通しがいいというか同僚を見合うような関係、私は今度機会があったら校長にこんな話をしたいと思っておりますんですけど、職員室の真ん中に大きなテーブルを置いて、そこでみんながお茶を飲みながら議論をするような心の空間みたいなものをつくって、一方では「おまえ、だめじゃが」というようなものをつくっていくようなことをしていけないと。さっき申し上げたように、一人一人の不祥事というのは、個人の問題じゃなくて、自分たち全体の問題なんだというような意識をどうやってやっていくか、それを今後、持っております、そこに示しました公立学校コンプライアンス推進協議会だとか、各県立学校あるいは小中学校の中でのそういう組織のボトムアッ

プとか、そういう部分をつくっていかないといけないだろうと本当に強く思っております。宮崎県から出ている標語に「飲んだらだめど、かあちゃん泣くど、子どもが泣くど」とかいうようなのがありますが、そんな意識をお互いが共有するような学校現場にしていくことが、今御提言があったとおり、非常に大事だと思っております。以上です。

○横田委員 仲間の先生を、ちょっと言い方は悪いけど、ちくるとか、そんなのじゃなくて、みんなでチェックしながらやっていこうと、いい職場にしていこうという思いが絶対大事だと思うんですね。そういう環境をぜひつくっていただければと思います。

あと、氏名の公表ですけど、確かに言われるように、社会的な制裁というのは非常に大きいと思うんですね。だから、どこのレベルまでというのは難しいとは思いますが、ただ、非常に抑制効果が大きいということも間違いないと思うんです。課長はさっき、よその県の動向も見ながらと言われましたけど、例えば鳥取県とか佐賀県だったですかね、もう公表しているところもあるみたいですし、ある程度、猶予期間といいますか、来年度からここまでは公表しますよということを先生方に全部徹底してもらって、そういう猶予期間を持って、その間に意識をつけてもらうということも大事かなと思うんですけど、当然名前を公表されるぐらいの大きな罪を犯してしまったんだということだと思うんですね。だから、すべてというわけじゃないんですけど、ある程度の公表もやむを得ないんじゃないかなと思ったりするんですけど、いかがでしょうか。

○川島教職員課長 今、委員、先ほどから出ております氏名の公表・公開につきましてですけ

れども、先ほどの答えと一緒にになりますけれども、今後、どのような見直しがいいのかということについては、いろいろ調査研究しまして検討いたしたいと思えます。以上であります。

○太田委員 公表の問題については、今後また検討されるということなんですが、5ページに書いてありますけど、一つの現在の公表の基準というのは示されていますよね。これを変えらるとなると、私は慎重にしてもらいたいのは、故意なのか、過失なのか。過失というのは私でもいっぱいあるものですから、善意で一生懸命やったつもりが、ああ間違った、しまったという、だから、そのあたりの故意と過失の違いはきちっとつけていただいて配慮してもらわないと、注意力がなかったという、もちろんいろんな意味での注意は必要なんですけど、その辺の配慮はしていただきたいと思っています。

それから、6ページ、7ページに、特に6ページに教職員評価制度における校長用評価シートの改定とあります。7ページには、(2)の⑦に風通しのよい職場環境づくり、今教育長が言われたように、テーブルを置いたりするというのも一つのなるほどなという、いいメッセージが伝わるような気がするんですが、この評価制度、人間というのは、点数化、数値化、その人の人格的なものをなかなか数値化できない。私もしたことがありますけど、人を、でも難しいんですよ。するほうも悩む。であるとすれば、この評価制度というもので、何か逆に風通しが悪くなるようなことだってあるんじゃないか。私は、そういう意味では、昔の言葉で人格陶冶という言葉ですかね、陶冶という言い方をすると思うんですが、いわゆる校長先生やそういう指導的な立場にある人たちが、職員と一緒にこうしようねというお互いの話し合いの中で、う

ちの校長は素晴らしい人だなと思って、あの人につき従っていこうというような、何かそういう人格的な思いからくる指導だってあると思うんですよね。それを抜きにして、評価制度の中で数値化するというのは、逆につらくなってきたり、また風通しも悪くなるかもしれない。そうすると、私、これはどっちがいいとかいうことじゃないんですが、科学的な数値化ということが果たして教職員の職場に当てはまるのかどうかということは、また検討してもらいたいなと思っています。

それから最後に、3ページに懲戒処分の状況というのがずっと出ていますが、この中で、心の病といいますか、鬱病とかいうのもありますが、それから統合失調症という分野もありますけど、そういった心の病を抱えている人たちが中にはいらっしゃるということはあるんですか。これはプライバシーの問題もありますから、いるかないかということだけでも結構なんです。

○川畠教職員課長 大変申しわけありません。そういう観点ではちょっと調べておりませんでしたので、今ここでは申し上げることができません。

○太田委員 そういった学校職場に、いろいろ一般質問でもありましたけど、心の病を抱えている方もいらっしゃる。何かしらそういう教育環境の中で追い込まれている人たちもおるような職場の中で、そういう現象も配慮して見ていただきたいなと思っています。

○蓬原委員 聞きたいことはいろいろあるんですけど、うまく整理できていないかもしれませんが、まず、公立学校コンプライアンス推進協議会、私どもは先生方は聖職だと思っていますし、子供たちを導いていただく先生方の組織に

コンプライアンス推進協議会をつくらなければいけないという、本当に残念なことだろうと思っています。教育長の心やいかんお察し申し上げますが、それでもしかし、これをつくらないと、ことしのこれまでの結果を見ても、2カ月で5月末9件、23年度は26件、24年度は、もしこういう抑止的な運動をしなければ、恐らく23年度以上にふえる結果になったのではないかと、そういう見込みまで考えてしまうわけです。いろいろな分析を行っておられますけれども、年齢、性別、中学校か小学校か、この中で一つ気になったのが、6ページの懲戒処分等の事案が多い県立学校長、学校によってこの学校は多いということが、県立学校の場合ですけど、もう一つ、あわせて、小学校、中学校、この学校は多い、あるいはこの地域は多いというものが、何か顕著に数字としてあらわれているのでしょうか。

○川島教職員課長 委員御質問につきましては、まだ詳細な調査ができておりません。この6月5日につきましては、とりあえず早速やろうということで、23年度の県立学校につきまして、懲戒処分が実際あった学校であるとか、懲戒処分に至らないまでも交通事故とか違反が少し多いかなというところにつきまして拾い出しまして、とりあえずこういった7校につきまして指導したということでございます。

○蓬原委員 これまでのいろんな問題がありまして、その一覧表が私の手元にあったんですけど、先般の5月28日、学校内で女性職員とキスをするなどの云々があったですね。これはどの程度の規模の学校でのことなんでしょうか。私が言うのも恥ずかしいけど、学校内でキスをしていたというのがありましたね。これはどの程度の学校の規模なんでしょうか。

○川島教職員課長 済みません、手元に資料を

持ってきておりませんので、ちょっと正確には申し上げられませんが、小学校でたしか中規模くらいの、クラスでいいますと12学級程度だったと思います。

○蓬原委員 あんまり大きな学校でもないですね。目の届きそうなものだなと思うんですけど、校長先生がその学校の一番の責任者ですよ。校務掌理権という何か法律上の決められた権利があるんですか。そういう中で、そういうことが内部告発だったのかどうか分かりませんが、そこに目に至るところまでにお気づきにならなかったのかという、例えば職員会議、民間企業であれば、朝、朝礼をしたりとか、交通安全についても——先ほどは警察の委員会でしたから、飲酒運転の話があって、例えば朝出るときには一回検査をして会社だったら行くとか、そういう話もあったんですけど——そのあたりで、管理者としての校長先生がいらっしゃる、そこあたりの人事上とか管理上とか、目に届かないものだったのかどうか、その辺はどうだったのでしょうか。資料がないとしたらそこまでだけ。

○川島教職員課長 記憶の範囲内で申しわけありませんけれども、学校長につきましては、通常行われるべき学校内のいろんな服務指導、服務研修等は、日ごろ行っていたようであります。しかしながら、この件につきましては、校長のほうは、その事実につきまして、わからなかったというふうに申しています。

○蓬原委員 それはもうそれでいいですが、名前の公表、氏名公表の話ですけど、組織、先ほど教育長は民間企業の話がされました。私もその話をしようかと思っていました。雪印も倒産しました。そのほか、牛肉の偽装問題で、たった一つのことが発覚して潰れた会社も多々あり

ます。それがやはり今の社会というか、会社というの、そういう厳しいところに生きているわけですね。ということは、ここまで不祥事が続いてきているということは、やはり教育委員会として組織防衛をちゃんとやらなければいけないことだろうと思うんですよ。でないと、これは社会の信用の失墜につながっていくわけですからね。だから、組織防衛というからには、そこにそういうコンプライアンスを、いわゆる法令遵守できない職員の方が、校長先生がしっかり現場で管理しながら、職員会議をやったりしながらも出るということは、それなりの、起こした過失については、確かに太田委員がおっしゃるような思いがけなくということもありますから、だから、横田委員の話にもありましたけど、そこにはある程度の基準が要るでしょうが、もし、ある程度こういう問題を起こしたときには社会的な制裁を受けるんだということがないと、幾ら中でコンプライアンスがどうのとか、さっきのチェックシートをやってみたって、それはなくなるだろうというふうに思うんですよ。我々からすれば、さっきも言いましたけど、聖職と思っている先生方の中に、女性の尻をさわったりとか、あること自体が信じられません。だから、そこはちょっとある程度厳しいところの線を入れて、公表しますよというものを出さないで。でないと、逆に一般の人は、教育委員会はいわゆる内部に甘い、いわゆる内部で内部の者をかばおうとしているんじゃないかというような見方をされても仕方なくなってしまうと。教育委員会という非常に大事な社会に育つ子供たちを育てる基礎の基礎の部分を担当してやっていただいている組織なわけですから、しっかりとした組織防衛というか、そこをやっていただく。そのためには、それだけの間

違いを起こした、過失はだからいけないにしても、そこはある程度ハードルを低くして公表するというぐらいやらないと、僕はだめなんじゃないかなというふうに思いますが、お考えはどうですか。

○川島教職員課長 委員お話しのとおり、一生懸命これまで我々も取り組んできましたけれども、非常に残念な状況が続いておりますし、事案につきましても、さまざま非常に腹立たしい内容もございます。どうにかしたいという思いがあるわけですが、しかしながら、先ほども申しましたように、公表基準、氏名をどこまで公表するのかということについては、非常に慎重に考えるべき事項だと思っておりますので、今後、十分調査研究いたしまして検討してまいりたいと思っております。

○蓬原委員 よろしくお願ひします。それと確認をしておきたいと思ひます。約1万人近い教職員の先生方が小中学校も含めていらっしゃるわけですが、人事権はこれはどこにあるんでしょうか。

○川島教職員課長 これは法律によりまして、先ほども申しましたけれども、市町村立の小中学校の先生につきましては、先ほどの懲戒権、それから人事権、人事異動ですね、県内広域に異動させるために、県のほうで人事異動権があります。それから、給与も県が基本的に負担する形になっております。

○蓬原委員 うがった見方かもしれませんが、先ほどの普通退職者が少なく早期退職者が多かったということですね。その早期退職者6名の中に、この23年度の戒告を受けた人は入っていないですね。

○川島教職員課長 そこは少し確認しておりません。

○西村委員長 確認をして間に合えば、確認がまたでき次第、報告してください。

○蓬原委員 というのは、いろんな議論をしないと、お互いにこういうことを早くよくしないといけないという気持ちでやっているわけですから申し上げているんですけど、なぜ23年度の早期退職者が多かったのかなと、こういうことがあると、つい我々もうがった見方をするわけですよ。もしかすると、あるいは問題があって、ここで早くやめてしまったほうがいいということで、もしおやめになった人があったとすれば、それもちょっといろいろ問題だなというふうにも、うがった見方ですけども。よくお国のほうでこれと似たような事件があって、何か問題があると、やめた、退職金を払えと、それはおかしいということがあったりするといけないので、いいですか、そういうことがあったらいけないので、私はあえて申し上げているんですよ。確認がとれば。

○川島教職員課長 少しお時間をいただきたいと思います。

○外山委員 どんな社会でも組織でも、いろんなこと、いろんな人間がおって、多様にいろんなことがあるんですよ。ただ、やはり学校、教員、教師という立場は、非常に厳しい立場であるのはわかるんだけど、僕は、もしかしたら現場の先生にちょっと傾向として、小中高を見ているときに、もしかするとテレビの影響とかお笑いブームの影響かもしれないが、先生が余りに下におり過ぎて、生徒のほうに近寄り過ぎて、土俵からおりて上がらないから、尊敬されない、自信が持てない。先生たちを昔は教師と言ってましたね。いつの間にか教諭になって、教え諭す。いわゆる言葉の呼び名のせいかもしれないが、やっぱり先生はある程度ちょっと一

段上におって、時には下におりて一緒に生活するけれども、ふだんは上におって、上からきちっと指導できる先生になるべきであると思うんですよ。また、そういう土壌じゃないと、学校教育はできない気がします。例えば氏名公表も、当県は懲戒免職は公表するが、それ以外は公表しないという方針でしょうけれども、子供たちのほうが、もしかしたら先生よりもはるかに先を行っておって、むしろきちっと公表したほうが——それは自己責任ですよ、自分がやったことの責任だから——逆に教育上いいような気もします。果たして、本当に隠蔽じゃないけれども、何をかばうのかわからないけれども、起こしたことに對して、起こしたんですから責任を負うべきであって、僕は公表してもいいような気がするんですが、現段階では公表は控えるという御意見ですよ。それに自分のとった行動とか言動に責任をとらせるためにも、教育の意味でも、僕としては、こういうことがあるんだと、こういう責任をとらなきゃいかんという。逆にかばうことによって、子供たちがちょっと勘違いするような気もします。言い回しがちょっと難しい、わかりづらいかもしれませんが、何となく逆に子供たちが、言い方を変えれば、ばれなきゃいいんだとか、昔から言われているような、うまくこの場をすり抜ければいいんだとか、何だかその場をうまくやり過ごせばすべてよくなるような、時が過ぎれば、逆に現場現場で、場面場面できちっとしたほうがいいような気もするんですがね。例えば、余り公表すると、児童や生徒たちが校門をくぐるときに恥ずかしいと思わせてはいけないと、この言葉もすごく優しさとか思いやりがあるんだけど、もしかしたら、現場の子供はもっとはるかに進んでいて、そこまで考えなくても、現実をきちっと

見せたほうがいいような気がしますけど、いかがでしょうか。

○川島教職員課長 一般的なお答えしかできませんけれども、確かに、委員のおっしゃるような物の考え方というのもよく私はわかります。しかし、これまで教育委員会といたしましては、中には、児童生徒の中に、非常にそういうことを負担に思う、嫌に思う子供たちもいるやに聞きますので、そういう子供たちへの影響、保護者、地域の人たちもそうですけど、我が町の学校がそんなことかということもありますでしょうし、そういったことの配慮のもとに、これまでこういった公表基準になってきているのかと思っております。しかし、委員のお気持ちもよくわかります。以上であります。

○新見委員 一般質問の答弁、また先ほどの教育長の御挨拶の中にもありましたけど、こういった不祥事が起こったことによって、子供たちの中に心が傷つく、それが心のケアの対象のことだと思うんですけども、そういった心が傷ついて、そういった傷を秘めたまま学校生活を送る子供たちもいれば、逆にこんなもんかと、先生たちをなめてかかるような生徒たちも当然出てくると思うんですね。傷を受けた子供たちに対するケアも大事ですけど、それから長じてくる中で、先生に対するなめた心、そして社会全般に対するなめた気持ちも生まれてくる生徒たちもいると思います。その後者のほうの対処も大事になってくると思うんですが、そこ辺は児童生徒の心のケアという取り組みの中でうまく対応できているんでしょうか。どうも心のケアの部分は、傷を受けた純粋な子供たちに対する心の状況をきちっと見ていこうというのはよくわかるんですけど、さっき言った先生をなめてかかる、社会全般をなめてかかる子供たちが出

てくることに対する対応、そこ辺があるかどうかをちょっと教えてください。

○飛田教育長 先ほど、外山委員、それから新見委員のお話を聞きながら、本当に胸が裂けるような気持ちでお聞きしてるんですが、何といても教師は強い使命感とか高い倫理観があって、教えることを生徒側から見たときは学ぶと言いますが、学ぶというのは、私はかつて先輩から、まねぶ、後ろ姿を見てまねるから来てるんだという言葉聞いたことがあります。そういう意味では、教師が尊敬され、保護者、子供から信頼されてこそ教育は成り立つんだということは紛れもない真理だと思うし、暴力的な意味とか威圧的な意味で子供たちをなめさせないというんじゃないで、その先生の後ろ姿を見たときに、この先生についていきたいというような教師であるべきだ、ただ、上から目線じゃなくて、人権感覚では子供と同じ感覚であるべきだというふうに強く思います。一方で、私は校長にかなりこの前、話したんですが、本当に危機意識は大丈夫かと、先生と呼ばれるだけで人格がすぐれているわけではなくて、教師も一人の人である、悩みもあり、苦しみもあり、痛みがある、そこを管理職が、同僚がわかるような校内の雰囲気をしていって、自分たちで襟を正そうというような組織づくりをしていくことが大事だと思うし、そうでないと、新見委員が言われたように、子供たちに毅然として当たることはできない。学校というのは人づくりをするところですから、おっしゃるとおり、そういう部分が揺らいでいるということは、私は非常に残念でならない気持ちですが、そういうことを回復に向けて全力で取り組んでいきたいと思っております。

○新見委員 教育長も就任されたばかりでこう

いった問題に遭遇されましたけど、今のお気持ちをしっかりこれからの教育行政に向けていただきたいと強く希望いたします。よろしくをお願いします。

○外山委員 教育長のお人柄、僕はいろいろ知ってるものですから、あなたの熱い思いは現場へ通じると思うんですよ。だから、こういうものをつくって、あとは現場とか皆さんがどうそれを理解して実践するかですわね。それに尽きると思いますので、ひとつ頑張ってください。

○清山副委員長 先ほど教育委員会の中での議論の透明性についてお答えいただいたんですけれども、お答えいただいたのが事務方の総務課長だったんですが、教育委員である教育長にこの点について見解をお伺いしたいんです。人事一般についての議論というわけではなくて、これだけ懲戒処分ということで県民の注目が集まっているわけなので、今の時点では、免職の方に限って、しかも社会的に重大な影響を及ぼした事案に関して氏名公表ということで、免職か停職か非常にその境目は大きいと思いますし、また今後それが停職まで氏名公表となると、停職という判断も非常に重い判断になってくると思うんですけれども、そうした懲戒処分の議論に関して、こういう教育委員会内での会議の中、もちろん発言の委員の名前は伏せるなど、いろんな工夫の余地はあると思うんです。少しでもそういう透明性を向上させるお考えというのはございますか。

○飛田教育長 清山委員が言われた、どういう議論をするかという途中の過程じゃなくて、結果として、どういう議論が行われたかということ transparentにするなど、いろんな方法があるんじゃないかというふうに受け取ったんですが、そういうことでよろしいでしょうか。議論も含めて

ということかもしれません。

○清山副委員長 その判断の根拠となった話なり会議の要旨とかポイントなり、非公開とする旨同意したという一行では、なかなか我々議会の人間も、後で会議のその要旨を見て納得いかないし、県民もちょっと納得できないところがあるんじゃないかなとは思っていますので、御検討いただければと思っております。

○飛田教育長 おっしゃるとおり、なぜその処分をしたのかとかいうようなことについては、説明する責任があるということは十分理解しております。どういう形があるかということは、私の一存だけでは決められませんので、教育委員にも、このお話があったことはお伝えしたいと思えます。

○西村委員長 ほかにほございませんか。

先ほど蓬原委員から質問がありました早期退職者の件、早期退職者の中に処罰対象者がいるかというのは、回答はいかがでしょうか。

○川畠教職員課長 済みません、対応がちょっとできておりませんので、後ほどお知らせする形でよろしいでしょうか。

○西村委員長 あしたまで委員会がありますので、それまでに説明をいただきますようお願いいたします。

最後に、教育長におかれましては、本日の皆さんからの厳しい意見、また思いをしっかりと受けとめていただきまして、二度と不祥事が起こらないような、先ほどコンプライアンス推進協議会のいわゆる仕組みづくり、仕組みはできたけど、中身が入らなければ意味がありませんので、しっかりときょうの意見を持ち帰っていただきたいと思えます。そしてまた、教育委員長には、きょうの議論をしっかりと伝えていただきまして、これからの対策を至急、また委員会

なりで話していただきたいと思います。
以上です。

それでは、この件は終わりました、その他の件に移ります。その他、何かございますか。

○蓬原委員 性教育のあり方、きょうは現状を聞くだけで結構です。もう時間も来ておりますが、中学校における性教育が、どのような形で、どんな頻度で、どういうふうに行われているか教えていただくとありがたいです。きょうは聞くだけで結構です。

○田村スポーツ振興課長 スポーツ振興課です。今、委員からの御質問でございますが、学校における性教育につきましては、ただいま教科における性に関する教育、保健体育でありますとか、あと理科でありますとか、技術家庭でありますとか、そういうところで取り扱うもの、それとあと、学校における年間行事等で特定の話題を決めまして、性に関するそういう講演とかを行っている状況がございます。それと、昨年度になりますけれども、教育委員会のほうで性に関する参考資料というのをつくりまして、その狙いは、性に関する教育は、命のとうとさを基盤にしているというか、性ということだけではなくて、それが命につながっているんだという意味合いのもとに、総合的に子供たちに伝えていこうと、性の大事さというんでしょうか、という考え方で今取り組みを進めているところでございます。

○蓬原委員 きょうはここまで結構です。次回やりましょう。

○西村委員長 それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時5分休憩

午後3時19分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。申し合わせにより、委員会審査の最終日に行うこととなっております。21日に採決を行うこととし、再開時間を13時30分としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、ないようですので、以上をもちまして本日の委員会を終わります。

午後3時20分散会

平成24年6月21日（木曜日）

午後1時46分再開

出席委員（7人）

委員	長	西村	賢
副委員	長	清山	知憲
委員		蓬原	正三
委員		横田	照夫
委員		外山	衛
委員		太田	清海
委員		新見	昌安

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

政策調査課副主幹	牧	浩一
議事課主任主事	田代	篤生

○西村委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案の採決について、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第5号及び報告第1号について、原案のとおり可決または承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、第5号及び報告第1号については、原案のとおり可決または承認すべきものと決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいた

します。

「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、引き続き、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。委員長報告の項目として、特に御要望はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時47分休憩

午後1時50分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、今のお話を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのようにいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時50分休憩

午後1時56分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

7月18日の閉会中の委員会につきましては、休憩中の協議のとおりの内容で開催することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、県外調査についてであります。10月16日から18日にかけて実施することといたします

が、詳細については、正副委員長に御一任いただくということよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、具体的な行程等については、後日連絡いたします。

そのほか何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

委員の皆様、お疲れさまでした。

午後 1 時 57 分閉会